

JICA 環境社会配慮ガイドライン第四回改定委員会議題

平成十五年二月二十八日（金曜日）

午前十時開議

国際協力事業団 11A～F 会議室

出席委員（敬称省略）

共同議長／委員	國島 正彦	東京大学大学院新領域創成科学研究科教授
共同議長／委員	原科 幸彦	東京工業大学総合理工学研究科教授
ビューロー／委員	片山 徹	社団法人海外環境協力センター専務理事
ビューロー／委員	川村 暁雄	APEC モニターNGO ネットワーク
ビューロー／委員	小原 雅博	外務省経済協力局無償資金協力課長
委員	村山 武彦	早稲田大学理工学部複合領域教授
委員	澤井 克紀	国際協力銀行環境審査室環境 2 班課長
委員	作本 直行	アジア経済研究所主任研究員
委員	氏家 寿之	社団法人海外コンサルティング企業協会
委員	高橋 清貴	日本国際ボランティアセンター
委員	石田 恭子	環境・持続社会研究センター
委員	西井 和裕	フィリピン情報センター
委員	松本 郁子	FoE Japan
委員	松本 悟	メコン・ウォッチ
委員	石井 哲也	外務省経済協力局開発協力課長
委員	木下 良智	農林水産省総合食料局国際協力課長
委員	櫻井 繁樹	経済産業省貿易経済協力局技術協力課長
委員	甲斐 正彰	国土交通省総合政策局国際協力課長
委員	小川 晃範	環境省地球環境局環境協力室長
委員	田中 研一	国際協力事業団 国際協力専門員
	深田 博史	国際協力事業団 企画・評価部長
ビューロー	鈴木 規子	国際協力事業団 企画・評価部環境女性課長

欠席委員

委員	森嶋 彰	広島修道大学人間環境学部教授
委員	吉田 恒昭	拓殖大学国際開発学部教授
委員	沼田 幹男	外務省経済協力局技術協力課
委員	藤森 祥弘	国土交通省総合政策局国際建設課

- ◇-----
- **國島共同議長／委員** おはようございます。それでは定刻になりましたので、JICA 環境社会配慮ガイドライン第4回改定委員会を開催させていただきます。本日は、共同議長の國島が議事・進行を担当致します。本日お手元にお配り致しました資料の左側にある数字1から9までの議事予定表に概ね従って進めさせていただきますが、2にございます、「ビューローによる打ち合わせの報告」で若干の変更がございます。それはその時にご説明させて頂くことと致しまして、最初にこの議事次第第1番の「第3回改定委員会以降の事務報告」というところから始めさせていただきます。それでは、事務局鈴木さんお願い致します。
 - **事務局 鈴木（以下鈴木）** おはようございます。事務局を務めております JICA の鈴木でございます。まず第3回の委員会が行われました以降に、いくつかの進展がございましたのでお手元の國島共同議長よりご説明がございました次の2ページ目をご覧ください。前回の委員会で、どういった論点についてこの委員会で議論するかという点について、NGO案とJICA案がございました。その論点2つを合わせて整理するということになりましたので、それを踏まえて整理をさせていただきました。内容につきましては、そこがございますように、具体的に技術協力プロジェクト。開発調査や技術協力プロジェクトをどのように取り扱うのか。統一した扱いで議論をして、統一が出来ないもの、それぞれに異なるものについては別途検討するという点が一点目。それから、環境社会配慮の確認と支援という言葉で書かれておりますが、JBICでは環境社会配慮の確認という形で整理されております。しかしJICAでは技術協力というJICA独自の協力手法があるということで、先方が行っている環境社会配慮をまず確認し、そこで不十分あるいは教育・育成が必要な部分を支援するという意味で、「確認と支援」という言葉にしようということに言葉を統一しております。確認すべき内容というのは勿論この委員会でご議論頂くこととございます。それから次が、環境管理システム。これは前回当日参加者の方から、環境管理システムといった技術協力を通じた途上国の能力育成についても当然考えるべきであろうというご提案がございました。それについては、論点の中に盛り込むということに致しました。ただ、技術協力をすることで問題があるような案件が採択されるようなことがないように気をつけなければならないという点が、打ち合わせの中で出てまいりました。次が「エ」でございますが、紛争国・紛争地域や軍事政権下での配慮の特性でございます。これについては、そもそもその国の状況が紛争国・紛争地域や軍事政権下で援助をするのか、しないのか。それ自身については、ODA大綱等の別の枠組みで議論すべき話であろうということです。しかしながら、もし仮に援助をする場合に、特別な配慮、必要なこと、対処方針等についての留意事項については、この委員会で議論することがあるのではないかと打ち合わせをさせていただきます。

た。「オ」でございます。ガイドラインの遵守ということで、ガイドラインを実際作成した場合に、これをどのように遵守していくか。JICA の中だけではなく、外部の第三者機関の設置も含めて遵守の体制について議論するという事で整理させていただきました。「カ」の相手国の情報公開。JICA の情報公開をどうするかという話は前回から出ておりますが、JICA だけではなく、相手国の情報公開についても、どのように働きかけるかという点も含めて議論すべきであろうということです。それを受けまして後ほど、論点の整理のところで細かく議論して頂くことになるかと思いますが、今の資料 9、10 についておりますように、修正をさせて頂きました。スケジュールにつきましても、ビューロー会議で議論させて頂きましたが、また論点の整理のところで、この論点がどのくらいのタイムスケジュールで出来るのか、是非皆様からご意見を頂きたいと思っております。それから次の点でございます。2 点目がホームページの改善をさせて頂きました。なかなか重いというようなご意見もございましたので、JICA のホームページの HTML 形式を追加致しまして、「参加する」という画面から入ることが出来るようになりました。使用環境がかなり改善されたと思いますので、是非討議の段階から皆様のご意見をどんどん書き込んで頂きたいと思っております。あわせまして 4 ページの上にありますような説明文。どのように入りこめるかということをお訂正致しましたので、ここをご覧頂きたいと思っております。ご意見メールにつきましても、アドレスを JICA の当方企画・評価部のアドレスに変更させて頂きました。3 つめが前回議論になりました、個人情報の扱いということで、プライバシーポリシーでございます。それについては、前回委員会の中でご説明させて頂きました文章、そこにあるような説明を追加させて頂いております。3 点目の委員の追加及び変更ということでございます。前回の委員会の席で民間から参加を得る必要がある、バランスを保つために必要であるということで、社団法人海外コンサルティング企業協会（ECFA）から新しく委員に参加して頂くということになりました。本日お見えになられていらっしゃる、氏家寿之様・環境部会代表が追加で委員に就任されましたので、よろしくお願い致します。あわせまして、国土交通省の中で人事異動がございまして、国土交通省国際協力課長 伊藤委員から新しく甲斐正彰 国土交通省国際協力課長に変更になりましたので、よろしくお願い致します。以上が前回の委員会からの事務報告でございます。

-----◇-----

- **國島共同議長／委員** ありがとうございます。ご質問頂く前に、その次の「ビューローによる打ち合わせの報告」もあわせてお聞き頂いて、両方についてご意見、ご質問を頂きたいと思っております。9 時から開きましたビューローでは、今鈴木さんからご説明頂いた件に加えまして、今お手元にある資料 9、10 ページの 2 月 6 日の皆様のご議論を得て、まとめた論点の案について、確認を致しました。ビューローと致しましては、ここに書いてある論点案を、逐一に今後慎重に審議していくことでいいだろうと一致いたしました。念のために、この委員会と JICA のガイドラインとの関係について、ビューローで

確認致しましたことは、JICA の環境社会配慮ガイドラインというものを JICA が作るにあたって、まずこの改定委員会でそこに盛り込むべきこと、考慮すべきこと、取り扱うべきことの内容について、委員会としてのまとまった報告書をまず作る。それに基づいて、例えばひと月、ふた月と同時に知識が入りますので、それくらいのオーダーを考えたのですが、JICA が環境社会配慮のガイドラインの案を作る。それに対して、広く国内外にご意見を聞くために、一般的に言うパブリックコメント。これは、1年とはいわず数ヶ月かかるであろうというパブリックコメントの反応などを、ここでもう一度この改定委員会でガイドライン共々審議して、最終的な成案を作る手続きでいくことが妥当であるということをビューローの会議で合意を得ました。具体的にそれぞれが改定委員会の最終的な意見書あるいは報告書のようなものを、どのくらいの期間をかけて作るかということについては、本日のところは、今年度中に一区切りつけるということについては、妥当性に欠ける。論点案を慎重に審議するというのであれば、委員会の回数も 2、3 回ではなく、5、6 回、10 回など、これから今日の議論や皆様の意見を聞いて決めるように致しますが、少なくとも 3 月末ではなく慎重に時間かけていきたい。そのように進めようと、ビューローの意見では共通の認識を得ました。それからもうひとつ、この委員会として各委員、公開システム、当日参加者の方から活発な意見を伺って進めるということにしたいと思っております。しかし最終的に委員会としての報告書を作るということについて、どうしようかと先程ビューローの中で検討致しましたが、環境社会配慮ガイドラインということですので、お一人だけ大変な思いをして申し訳ございませんが、是非とも環境省の小川委員にお願いしたい。それに加えて、現地の状況を知っている方、或いは実状と色々な経験がある 2、3 名を加えて起草する、原案を作るということをお願いしてはどうかというところまで、ビューローの会議で話がまとまりました。そういうことでございます。今日議論の進め方で、今のことを進めたあと、本日お手元にお配りしました 1 ページの議事予定案を、それに基づいて再検討致しますが、この委員会の数多くの委員の方から、事例について 1 回はこの委員会で話を聞いて、共通認識を得て、そこで意見交換をすることが大事だ、是非それを進めたいということですので、今日は 3 番について、この後慎重に進めようと思っております。その後、項目が 4、5、6、7 と色々書いてありますが、4 と 5 の事例を聞いたあとに進めるよりも、直ちに論点の整理という 9、10 ページの内容と、私が今後のビューローの案としてご紹介致しました議論の進め方、フォローアップ、公開協議など、このあたりについて本日は議論を開始したいと、先程ビューローの会議で意見をまとめました。これらが 1 と 2 をまとめまして、第 3 回改定委員会以降からこの委員会が開始する直前までの状況の報告であります。何かご質問がございましたら承りますが、いかがでしょうか。よろしいですか。まず案件事例の紹介を進めて頂いて、その後論点の整理、議論の進め方というのを進めていきたいと思います。それでは資料の確認をお願い致します。

-----◇-----

- **鈴木** まず資料の確認をさせていただきます。今國島共同議長がお使いになられました改定委員会の紙が1セット。タイトルと以下説明となっております。それから、追加分資料と致しまして、このような冊子のものが1つ。これには「開発調査に関する業務フローと環境社会配慮支援（委託費と交付金のフローの比較）」というチャートがついているものでございます。それから、ホームページにISO14001に関しての書き込みがございましたので、その紙が1枚でございます。これは昨晚書き込みがあって、我々ビューローの中でも十分議論しておりませんが、皆様と情報をシェアさせていただきます。それから原科先生のお名前が載っております「国際協力銀行の新環境ガイドライン」という紙でございます。これらがまず委員の方にお配りしております。あわせまして、当日参加の方々に、「前回改定委員会から要請あった資料」という厚いものがあり、委員の方々には事前にお送りしているものでございます。1つが、「社会・経済インフラ整備計画、農業開発に係る環境配慮ガイドライン改定に係るプロジェクト研究」という厚い報告書が1つでございます。これは前回の改定委員会で「提出して下さい」というご依頼、ご指示がございました、プロジェクト研究の報告書でございます。それから、同じように前回の委員会で提示して欲しいというご要望がございました、どのように案件検討を行っているのかという基準のようなもの。表に「無償資金協力案件の外務省の検討について」となっているもの。そのうしろに要望調査表等がついているものでございます。それから、JICA で他に指針等があれば、そういった色々な指針・ガイドラインが見たいというご要望がございましたので、「課題別指針 ジェンダー主流化・WID」というもの、「課題別指針 貧困削減」、「調査研究 効果的な復興・開発支援のための援助の枠組みの検討」この3種類です。大変厚くなって恐縮ですが、これらの指針を、委員の方は事前配布、当日参加者の方には本日お渡しするようにしておりますので、もし資料等がお手元に届いていないようであれば、お申し出いただければ事務局からお届け致します。以上でございます。
- **國島共同議長／委員** ありがとうございます。資料に番号つけなくてもいいですか。よろしいでしょうか。何か不足されている方がいらっしゃいましたら、お申し出下さい。
- **氏家委員** 本日から ECFA の代表として参加することになりました氏家と申します。よろしくお願ひ致します。先程追加分資料のご説明があったのですが、その最後に ECFA 環境部会と致しまして、会員企業にアンケートをとり、その結果本日参考資料として、コメントペーパーを添付させて頂いております。よろしければこちらの資料のご紹介もお願い致します。
- **鈴木** 申し訳ございません。失礼致しました。「現行 JICA 環境社会配慮ガイドラインへのコメントペーパー」ということで、社団法人海外コンサルティング企業協会様から、このようなコメントのペーパーをお配りしております。失礼致しました。
- **國島共同議長／委員** それでは議長と致しまして、本日時間が無いので、資料に番号をつけておきましょう。最初にご説明があった議事次第があるのを「4-1」、追加分資料を

「4-2」、それからその追加分資料で、只今氏家委員よりご紹介頂きました最後から2ページのところ「現行 JICA 環境社会配慮ガイドラインへのコメントペーパー」を「4-2-1」というように致します。その次にホームページ書き込みというのを「4-3」、原科委員の「国際協力銀行の新環境ガイドライン」を「4-4」、それから、「社会・経済インフラ整備計画、農業開発に係る環境配慮ガイドライン改定に係るプロジェクト研究」の報告書を「4-5」、「無償資金協力案件の外務層の検討について」を「4-6」、「課題別指針 ジェンダー主流化・WID」を「4-7」、「課題別指針 貧困削減」を「4-8」、鳩の絵がついている製本したもの（「調査研究 効果的な復興・開発支援のための援助の枠組みの検討」）を「4-9」、そういうことで何か資料を引用したり、皆様にご紹介する時には、その番号を使用するというようにして下さい。

- **鈴木** それから本日カメラが入っており、皆様お気にされていらっしゃるかと思いますが、今立っていらっしゃるカメラの方は、NHKの方で、FoE Japanの松本委員の取材ということで来られております。冒頭30分少々いらっしゃるかと思いますが、ご了解頂ければと思います。真中にございますカメラは、ホームページで画面も掲載するというのも検討しております、今回トライアルでやってみようということで、これは事務局側のカメラでございます。これで会議の3時間全部映しまして、ホームページ上で実際議論している様子もわかるように提供しようというものでございます。
- **國島共同議長／委員** ありがとうございます。ということでよろしくお願ひ致します。それでは、1と2についてご質問がございませんようでしたら、本日のメインとなる事例紹介に移りたいと思います。どうぞ。
- **松本委員 (FoE Japan)** FoE Japanの松本です。今お配り頂いた資料の内容についての質問は、今ではないのですか。
- **國島共同議長／委員** 何番目の件ですか。資料番号「4-1」の事務的などころについては、今質問して頂いた方がいいと思いますが、論点については事例案件の後に十分時間を作ります。
- **松本委員 (FoE Japan)** 無償資金協力案件資料です。
- **國島共同議長／委員** 短ければどうぞ。
- **松本委員 (FoE Japan)** はい。簡単にですが、お出し頂いているこの資料（資料番号「4-6」）について、要請書フォームをそれぞれ付けて頂いているのですが、出来れば、私達が要望したのは過去の案件で、既に中身が書いてあるもので出していただけるものがあれば出して頂きたいという要望が中に入っていたのですが、これはどうなったのか、今ご回答頂ければと思います。
- **國島共同議長／委員** どうぞ。
- **当日参加者／外務省 長崎屋氏** 外務省無償資金協力課です。今回要請書のフォームを出させて頂いているのですが、個別の要請書の公開について、具体的に内容が入っているものを求められていたというように思っておりませんでした。個別の要請書を出せる

かどうかは、相手国政府の関係においてどうするかと、これから検討させて頂きたいというように思っております。今回お出し致しましたのは、統一的に要請書を定めておりますので、この改定委員会でこの要請書の項目そのものについて議論して頂ければというような考えでお出しさせて頂きました。

- **國島共同議長／委員** 一応今のご返事では、内容の記載があったものを、資料として出せるかどうかについて、きちんと検討して頂けるということですね。
- **当日参加者／外務省 長崎屋氏** はい。相手国政府との関係において出せるかどうかということを考えていきたいと思えます。
- **國島共同議長／委員** わかりました。松本委員、他にはよろしいですか。
- **松本委員 (FoE Japan)** もう1点だけ。開発調査の事前調査の時と、無償資金協力の予備調査の後に場合によって中止することもあるということでしたが、何件くらいあるのかお調べして教えて頂けるのかと思ったのですが。
- **國島共同議長／委員** 過去の実例ということですね。
- **松本委員 (FoE Japan)** はい、そうです。
- **國島共同議長／委員** これはJICAでしょうか。外務省でしょうか。私が理解するところでは、ずっと進むものと、途中で止まってしまったものは、どういう数のバランスなのかというご質問の意味だと思ったのですが。
- **松本委員 (FoE Japan)** この間お話があった時には、途中で止める場合もあるとおっしゃっていたので、具体的にどれくらい止めた案件があるのか教えて頂きたいと思えました。
- **國島共同議長／委員** ひとつの実例ではなく、全体の事例の数にある割合ということですね。それは難しい質問ですね。
- **鈴木** 現段階では数をきちんと調べてお伝えするという認識におりませんでした。もう1回、今のははっきりとわかりましたので、開発調査、無償資金協力、それぞれの数字を確認致しまして、今回間に合わなければ、次回の委員会でお答えするように致します。
- **石井委員** 外務省の石井と申します。今のご質問の確認なのですが、事前調査を行った後で、環境等の配慮の結果、その後プロジェクトの進行を中断した実例ということですか。
- **松本委員 (FoE Japan)** はい。
- **石井委員** わかりました。

-----◇-----

- **國島共同議長／委員** それでは、出来る限りの手を尽くして調べて下さい。よろしいですか。それでは事例に移ります。今お手元の議事予定表には、順番に5つ並んでおりますが、おおよそ1つの案件について10分以内でご説明頂きます。その後、先程ビューローで想定したのは、1つずつについてご質問やご意見を、どのような意見でも結構です。そのようなつもりで発表したいことにしております。特に2番目の「タイ国コク・

イン・ナン導水計画調査」については、ご案内のように色々考えるべきことが多いということで、ここのご質問について、20分程度の時間を取ろうということで今考えております。それでは順番によろしくお願い致します。

- **事務局 蔵方 (以下 蔵方)** それではラオスのナムニアップ水力発電所についてご説明します。鉱工業開発調査部 資源開発調査課の蔵方と申します。よろしくお願い致します。それでは、ラオス ナムニアップ水力発電所の事例を紹介したいと思います。前回の第3回委員会において、開発調査・無償資金協力の業務フローについてご説明致しました。これからご説明致します、ラオス ナムニアップ水力発電計画は、経済産業省の委託費によって実施されております。予算が異なるものですから、事例紹介をする前に業務のフローについて簡単にご説明したいと思います。業務のフローにつきましては、資料番号「4-2」を1枚めくって頂きました最初でございます。これを見ながら、お願い致します。真中にあるのが、前回ご説明した外務省の交付金のフローでございます。我々が行っている経済産業省の委託費の業務のフローが、左側に示してございます。まず要望調査、JICA 内での案件検討、それから事前調査以降につきましては、外務省の交付金による開発調査と全く同様に行われております。まず異なる点ですが、案件検討段階の部分と、委託契約締結、調査計画申請・承認とこの部分だけが異なっております。案件の検討部分につきましては、交付金については外務省と関係省庁ということになりますが、我々のところでは外務省に加えまして、経済産業省が主体的に関与して検討を行っているということでございます。それから実施にあたりましては、委託費ということで経済産業省と JICA との間で委託契約を締結致します。そしてその後、JICA から調査計画申請を行い、承認を頂くという手続きになっております。業務のフローについて、この部分のみが違うということで、本体の調査につきましては、ほぼ全く同じということでご理解頂きたいと思っております。こういった形態で行っているものについては、工業の分野、マイニング、エネルギー。こういった分野においては、委託費の業務ということで行っております。以上が業務フローの説明です。次に本題のナムニアップの概要についてお話ししたいと思います。これにつきましては、前回の資料 (案件事例)、105ページから説明がございまして、まずラオスの国の概要ですが、人口 520 万人、一人当たりの GNP が 330 米ドルということで、世界で最も貧しい国となっております。産業は農林業が中心で、内陸なものですから、産業で物を作っても輸送コストがかかるという非常に不利な条件下にあります。こうした状況の中でラオスは、市場経済化への展開を進めようということで、2010 年までに LLDC から中所得国となろうという目標を定めているようでございます。しかしラオス政府の財政収支は、依然として恒常的に赤字になっているという状況になっています。ラオスの国家予算は、だいたい年間 300 億円くらいです。JICA の予算が、1,600 から 1,700 億円ありますから、いかに小さいかというのが、お分かり頂けるかと思っております。こういう状況ですが、ラオスは水資源に恵まれておりまして、電気を輸出することによって、外貨を獲得したいということ、国の開

発の重点目標としております。地図はうしろについておりますので、後でご覧頂きたいのですが、この案件につきましても、水資源を活用して、電気をおこし、タイへ売って外貨を獲得するという目的で計画されております。こういった計画にあわせて、国内の電力供給も進めていくということでございます。次のページが調査結果、開発計画の概要ということで、報告書の中に述べられている最終的な事業の内容をまとめたものでございます。調査の方は、フェーズ1で環境調査、社会調査を中心に実施致しました。フェーズ2で技術的な検討を行って、フィージビリティの確認を行っております。その結論ですが、こちらの表に概要を示しています。ダムの高さは151メートル、貯水池の湛水面積が66.9平方キロメートルということで、かなり大型の計画になっております。当初の計画は、右にある197メートル、662メートルと巨大なものだったのですが、調査の中で151メートルのものが妥当であろうということで提言しております。次のページを見て頂きますと、設備の容量が260メガワット、総工事費が344百万ドル（120円換算で約412億円）になります。住民の移転ということで、移転しなければならない人達は239世帯1,609人です。この表には書いてないのですが、このダムの直下流に小さな貯水池を作り、国内向けの電気をおこすため16.8メガワットの小さな発電所を設けております。次に自然・社会環境への配慮ということで、ここでは環境評価委員会、中央公聴会、現地公聴会で、それぞれフェーズ1、フェーズ2と通じて合計12回開催しております。その次のページが、環境影響評価とその調査結果に対する留意点をまとめたものでございます。それからその次のページにまいりまして、住民移転候補地調査ということで、我々フェーズ1、フェーズ2を通じて19ヶ所についての調査を行いました。土地の利用や、お米を作っているのか、米作りに適しているかどうか、土壌、灌漑そういった視点から19ヶ所の地域を調べております。事業費につきましては、先程も申しましたように約412億円でございます。その内、環境費として、環境モニタリング及びプランニングと移転費を含めて、約20億円で全工事費の5%を計上しております。このモニタリングやプランニングにつきましては、先程も申しました中央公聴会で、住民からの意見を頂きまして、そういったものを盛り込んだものでございます。それから施工計画ということで、110ページ。ラオスは、非常にLLDC（後発発展途上国）で、かつ重債務国であるということから、債務を大きくしないためにも、やはり民間資金を利用したIPP/BOP方式による事業スキームが適当ではないかということで、そういった形の事業計画を提言しております。運開の予定は2010年10月頃でございます。その次の111ページですが、ここからが環境関係についてもう少し詳しく述べたところでございます。最初がフェーズ1で行われた環境評価委員会です。これは、調査団に対して第三者的な立場や専門的な視点から、助言や勧告を行うためにこの委員会を設けました。この委員会の構成は、こういった6名になっております。当初4名でしたが、若干の入れ替えがあり6名になりました。日本人が入っておりますが、これは技術アドバイザーということで、委員の方はラオス側の有識者と、アメリカの人が入っております。

日本人はダム地質。これは、土砂の崩壊、山の崩壊を防止する視点から、技術的なものを見ることを目的としております。それから技術アドバイザーということで、開発調査をしておりますので、議論が拡散しないようにと JICA の専門員をここに当てております。開催の実績ですが、3 回ほど中央公聴会を開催する前に行っております。委員会における主な議論というのは、ここに書いてあるとおりでございます。ポイントと致しましては、やはり最後の高さのところ、満水を 320 メートルにして、住民への影響を出来るだけ小さくするよとということ、その勧告を受けて、最終案が取りまとめられているわけでございます。それから次の 112 ページですが、中央公聴会です。中央公聴会はラオスが実施機関、工業手工芸省が主催で行いました。フェーズ 1、フェーズ 2 それぞれ 3 回ずつ計 6 回行っております。参加者はラオス側の政府関係者、地方政府関係者、NGO の方等でございます。住民の代表の人達にも加わって頂いております。これを行うにあたっては、我々は当然英語を使うわけですが、資料はラオス語、通訳を配置して言葉のわからない人にも理解できるよう配慮しております。中央公聴会での主な議論というところでは、このようなことが出ておりました。その次の 113 ページ。これが現地公聴会でございます。これもフェーズ 1、フェーズ 2 を通じて 3 回ずつ、計 6 回行いました。主催は、工業手工芸省です。参加人数につきましては、ここに書いてあるとおりで、貯水池の上流の人達、水没はしないが影響を受けるかもしれない人達、貯水池下流の人達、それからまさに貯水池で水没する人達を対象に行っております。第 2 回と第 3 回の公聴会については、JICA からジェンダー専門家が参加致しまして、特に女性を中心としたヒアリングも行っております。それから第 3 回につきましては、大勢の人達が集まるものですから、発言できない人もいるだろうということで、アンケート調査も実施しております。中には、読み書きが出来ない人がいるので、その方のサポートを行いました。それから第 6 回最後のところですが、現地の人から移転の候補地を見たいという要望がございまして、ヘリコプターを使って空撮も実施しております。公聴会で出てきた主な議論につきましては、次に書いてあるようなこととございます。特に感じと致しましては、事業を進めて欲しいのだが、やはり生活環境を改善して欲しい、確実な補償をして欲しい、この地域にはモン族という少数民族が住んでいるようで、その伝統ですとか家の形に違いがあるので、そういったものを尊重して欲しいという意見も出ております。次が環境影響評価ということで、ガイドラインに沿ってまとめました。115、116 ページがこの事業を行うにあたって、建設段階、大きな貯水池ですから水を貯めている時の段階、運転に入った段階、それぞれの環境インパクトと、それに対する対応策がまとめられています。例えば第 1 回の委員会でご指摘頂いた部分ですが、魚について着目してみると、魚はこの地域では大事なタンパク源になっていることは事実でございます。だいたい 1 世帯あたり 133 キログラム食べているようでございます。これについては、やはり考えなければならないということで、委員会でも指摘されております。115 ページの表を見ますと、例えば建設段階におきましては、そういうことが起き

ないように防止をしますが、万が一事故が起きて、化学物質のようなものが流れた時には魚類に大きな影響があるということで、こういったものに対しては金銭保障しかあり得ないのかと思いますが、そういった対策が書かれております。基本的には、建設している段階で間違いなく影響が起きるものですから、それについては金銭的な保証ということで、この対策では見ております。ただ、この地域の魚類は、重要なタンパク源ですので、貯水池を使った、或いは下流側に養殖池を設けるような、養殖の計画を入れるよう提言で述べております。それから、その次の 117 ページが住民の移転計画です。先程も言いましたように、239 世帯 1,609 人の人達が移転する必要があります。影響を受ける人達は上流側で、流況が若干変化致します。それから下流側の人達。雨季には流量が減り、乾季には流量が増えるということで、こういったところにも影響が及びます。そういった人達を加えますと、13,000 人くらいの人達が影響を受けるということがわかっております。住民移転計画、特に水没する人達への移転候補地の調査ということで、我々としては 13 ヶ所の地点に調査しております。これら地点につきましても、住民の人達からの要望も聞きながら行っております。我々と致しましては、3 ヶ所くらいが他に比べて良いのではないかと考えておりますが、これについても住民の方の要望を聞きながら、我々が決めない(住民に決めてもらう)というように考えてまいりました。それから 118、119 ページこのあたりが、先程申しました環境に対する環境対策費の検討ということで、色々な魚類に対するモニタリング、水質のモニタリングなど色々ございますが、そういった費用をここに計上してあります。それがその内訳です。内訳の内容につきましては、建設段階、建設中の段階、建設後の段階をそれぞれピックアップしてあります。122 ページが住民移転に要する費用となっております。これは例えば、122 ページの C1 を見ますと、職業訓練へのサポートや、中央公聴会の中で職業訓練をして欲しい、生活の安定や改善を図って欲しいという要望がございましたので、そのようなものも入れている計画になっております。それから家畜に対する色々な改善計画や、森林のマネージメントの計画なども、全てこの中に入っております。それから 123 ページがタイの電力事情ということで、これも第 1 回の委員会でご指摘があった部分でしたので、資料を作ってまいりました。123、124 ページのこのあたりは、現状でございます。タイは約 22,000 メガワットの発電容量を持っております。その中で、ラオスから 340 メガワットを購入している状況です。これは 124 ページに記載されております。現在もラオスから買っております。長期電力開発計画の中では、早々に発電設備を充実していかなければならないということになっておりまして、125 ページに書いてあるのですが、GDP の成長率を 4.7% くらいに仮定致しまして、2010 年前後にはだいたい毎年 200 万キロワット級の電源設備を確保する必要があるということです。これをどういった形で手当てするかというのは、不明な点もあるのですが、この計画の中では、12 時間運転、設備の利用率は 50% ということを前提にしておりまして、この時点でキロワットあたり 6 セントくらいであれば、十分競争率があり妥当ではないかという結論になっており

ます。以上です。

- **國島共同議長／委員** ありがとうございます。何かご質問はございますか。
- **原科共同議長／委員** どうもありがとうございました。このくらい説明して頂かないと、よくわかりませんよね。住民移転問題はかなりの規模だと思うのですが、これに対する現地の反応がどのような具合かご説明はないのですか。
- **蔵方** 私は最終回の公聴会に出席は致しました。まず乾季と雨季があるものですから、中央公聴会はビエンチャンで行っておりまして、住民の人達が全員来られるわけではありません。ヘリコプターで連れてきているわけなのですが、かなり活発に色々な意見を言うておりました。ただ、私の印象と致しまして、相当田舎ですから生活レベルが低いと思います。大半の人達は事業を実施して、何か自分達の生活レベルの改善を図ってくださいという願いが非常に強かったという印象を持っております。
- **原科共同議長／委員** ということは、開発によって改善がされれば、特にその場所で住み続けたいという要望はなかったのですか。通常そういうところは、移転に関して、今までの生活を守りたいという声が出てくるものではないのですか。そのようなことはなくて、むしろ開発を機に新しい展開を期待したいという人達が多かったのですか。
- **蔵方** そうですね。そういう感じが致しました。それからアンケートを見ましても、そういう印象を受けました。
- **國島共同議長／委員** はい、松本委員。
- **松本委員（メコン・ウォッチ）** メコン・ウォッチの松本です。4年半ほどラオスにおりましたので、議論し始めれば何時間もかかってしまいますので、今日はそのような議論は差し置いて、あくまでも JICA のガイドラインという視点で質問させて下さい。1つは、代替案はどのくらい議論されたのか。2つめは、住民参加によるラオス的な要素。つまり社会主義国である。今言ったように、つまりダムとは何か。ラオス語でダムは、「クアンファイファー」と言いますが、「クアンファイファー」と言ってもラオスの人達は、何か知りません。どういうものかわかりません。そういうラオスの状況の中で、どのような配慮をされたのか。3点目は、しかしフィージブルだという結論を出している。私もたくさんレポートを拝見致しましたが、淡水魚のことなど色々問題がある。しかし、フィージブルという判断をしている。判断をする基準というのは、どこにあるのか。これは前回からの議論なのですが、少なくともこのケースについては、どのようにフィージブルということ判断されたのか。問題はあるが、フィージブルだという判断はどのような形でされるのか。4つ目は、ラオスは今まで色々なダムがあり、色々な教訓を残しております。それは、どれくらいこの調査に反映されたのか。そのあたりを、私はこの個別なことではなく、ガイドラインを考える上で重要だと思いますので、どういふことをされているのか、簡単にご説明頂ければと思います。
- **蔵方** はい。まず1つ目の代替案については、このプロジェクト自体、外貨獲得を目的に輸出を前提にして考えております。代替というのは競争相手という意味なのですが、

ここでは何が競争相手になるかといいますと、タイにおける IPP の発電計画だと考えております。これはフィージブルであるか、フィージブルでないかということは、その判断によるのですが、正式な数字を今は持っていないのですが、現時点で 4 セント/kWh くらいです。これは 2010 年の話ですので、この時にだいたい 6 セント/kWh くらいはあり得るのか、あり得ないのか。そのあたりを考えながら、あとは経済性を見ながら、フィージブルという言い方はしておりませんが、一応 6 セント/kWh でしたら事業として成立すると述べております。この結果を見て、今後その民間の人達がやれるか、やれないかという判断をするのだと思います。それから社会主義の国で、ラオスの人達はわかりませんという話がありましたが、そういうことが多分あるのではないかと私も思います。例えば中央公聴会の中で、他の事例を映画で見せるとか、写真で見せるようなことをしております。出来るだけ、分からない人達に押し付けにならないように、努力はしております。先程のフィージブルという点は、これでよろしいでしょうか。

- **松本委員 (メコン・ウォッチ)** それは環境社会影響がどんなにであろうと、経済的に効果があればフィージブルだという判断をされているという意味なのか、そのあたりを伺っておりました。
- **蔵方** それはこのスタディの中で、色々な影響が出てくるというのは当然だと思っております。それを取り返しのつかないものについては、金銭の補償をし、後から改善が出来るものであれば、例えば先程も申し上げましたように、漁業の養殖プロジェクトを作ったり、灌漑の計画を作ったり、そういったものに出来るだけ置き換えていこうということです。そういった全てのコストを含めて、このくらいの数字が出るということです。それを入れてもそのくらいの数字 (6 セント/kWh) が出るということで、競走力が十分にあるという判断でございます。
- **松本委員 (メコン・ウォッチ)** つまり環境社会コストは金銭に置き換えているということで理解してよろしいのですか。
- **蔵方** はい、そうです。
- **松本委員 (メコン・ウォッチ)** それからもう 1 つ、最初の代替案のところなのですが、ダム以外の代替案、つまり競争相手が IPP だということは、発電というもので利益を得るという大前提ではそうかもしれませんが、ラオスの人達にとって生活向上であるとか、経済成長であるとか、そういった本来の事業の目的というところの代替案、ダム以外の方法による産業の育成というような代替案というのは、スコープには入らないということですか。
- **蔵方** スタディの目的のところなのですが、やはりラオスの経済発展に電力を使わなければならないということで、最初に申し上げましたように、ラオスの国家予算は 300 億円くらいで、今現在のラオスにおける電力を輸出することによって得ている収入が、100 億円を超えているくらいあると思います。非常にこの電力の輸出というのは、ラオスにとって非常に重要だと理解しております。他になかなか産業がおきないのです。例えば

森林資源などがありますが、森林伐採など色々な問題が起きます。そういった中で、電力を輸出することによって経済発展したいというのは、ラオス国の政策であります。ですからこのプロジェクトも、規模からいっても、1には外貨獲得を目指した事業である。そこがなくてはいけない。ただそれだけでは、我々も満足するわけにはいきません。ラオス国内も良くなって欲しいということで、この計画の中では、ダム直下流に逆調整池を作りまして、これは発電所が12時間運転なので、半日水がなくなったり、水が出たりということになりますので、これは環境に対してもよくない。一回小さな池で止めて、一日中放流するようにする。ただ流すだけではなく、そこで発電を行って、先程申しました16メガくらいのものですが、これを国内向けにしようというように考えました。ラオスは内陸国なものですから、なかなか代替案を作るのは難しい。例えばディーゼルをしようとしても、燃料の輸送費がかかりますので、あり得ないと考えております。

- **松本委員（メコン・ウォッチ）** 細かいことを話すと色々あると思いますが、1点だけ確認したかったのは、そういうことをしっかりしたプロセスで行ったかどうか。つまり、ディーゼルの場合はどうであるか、他の産業はどうであるか、その中でダムの優位性は何かであるかというスタディなりを、事前の段階で行ったうえで、このナムニアップを検討したのか。それはさておき、とりあえずラオスはダムである、水資源も豊富だからダムだという前提で、ダムの中の代替案を考えているのか。どちらだったのかということだけ、明確にしたいだけなのです。
- **蔵方** わかりました。今すぐにはお答えできないので、少々お待ち下さい。
- **國島共同議長／委員** 最後の教訓は何かあるのかというご質問が4番目にあつたのですが、それは何かありますか。
- **蔵方** 教訓という意味では、今ラオスで行っている計画で、同様のプロジェクト、ナムトゥン2というのが行われております。それも住民移転という同じことを行っているのですが、そのあたりを調査致しまして、やはりうまくない点、そのあたりを見ながら我々は進めました。すみません。今具体的には話ができません。
- **國島共同議長／委員** はい、どうぞ。
- **原科共同議長／委員** 先程、住民の皆さんがどのような反応をしたのかお聞きして、この開発によって生活の質が上がることを期待すると、そうしてもらいたいという要望が多かったとおっしゃいました。そうするとその後、具体的にどのような対応をされて、その結果本当に生活の質が上がるのか。それらはしっかり調べられたのですか。一時的な補償だけでは駄目ですよね。人生はトータルですから、一時的に補償をしても、ライフスタイルやその地域の経済など、トータルで見ないとわかりませんので、そのあたりはどのようなどころまで対応されたのでしょうか。
- **蔵方** これは調査ですので、現実問題としてそれは出来ません。我々のその報告書の中では、モニタリングですね。建設中、建設が出来たあとも、その計画がきちんと成され

ているかどうか、モニタリングをするように提言しております。そのモニタリングをする組織を作って行うようにと、計画の中で述べております。

- **原科共同議長／委員** そうするとモニタリングというのは、人々の生活の水準というのでもチェックするということでしょうか。
- **蔵方** 全てチェック致します。
- **國島共同議長／委員** どうぞ、小川委員。
- **小川委員** 環境省の小川でございます。環境社会配慮の為のプロセスについて伺いたいのですが、ここで公聴会をされて、それから EIA の報告書の作成などもされておりますが、こういう手続きは、どういうものをすれば必要十分とお考えになって、こうなったのかということをお伺いしたいと思います。ラオス現地側の制度に従ってこういうことなのか、或いは JICA 側で何か標準的なパッケージを持っていき、これで行おうということなのか。現地で、現地サイドと話す中で、何と何をする必要があるということになされたのか、そのあたりをどのように判断されたのか、どういう根拠でどういう判断をされたのかということをお聞きしたいと思います。
- **蔵方** ラオスの国内においては、本格調査を始める前の調査結果を見ると、環境法を設置する準備は出来ているのですが、体制は整っておりませんでした。我々と致しましては、JICA の環境社会配慮ガイドラインですとか、世銀のガイドライン、世界ダム委員会のガイドラインなどを使いながら、行いました。行うにあたっては、ラオス側と打ち合わせをしながら、用いたということです。
- **國島共同議長／委員** よろしいですか。どうぞ。
- **村山委員** 村山です。細かいことを含めて 3 点に絞ってお伺い致します。111 ページの「環境評価委員会における主な議論と勧告」というのがありますが、この中の最初の「a)」のところで、影響の極小化と経済性が議論されており、この結果として水位 320 メートルが最適と評価されたというのがあるのですが、この経済性というのは、どういう意味をさしているのかわからないのですが。例えば国全体の経済性なのか、この地域の経済性なのかということです。そのあたりから極小化、或いは最適ということが果たして、環境影響の側面を評価している委員会で、結論が出てくるのだろうかというのが、よくわからないところです。第 2 点目はそれに関連して、環境評価委員会のメンバー構成なのですが、特にラオス側の参加者はどのような所属、どういう専門、もう少し具体的に教えてください。特に社会環境というのは、非常に重要だと思うのですが、どういうバックグラウンドで参加されたのかというのが 2 点目です。代替案についてもお伺いしたいのですが、先程松本委員がお伺いしたものは省略して、公聴会をかなり具体的に細かくされていると思うのですが、本来であれば早く社会調査、アンケート調査、ヒアリング等を行ったうえで、環境評価委員会で議論されて、このような話が進んでいくということが理想的ではないのかと思うのですが、これは委員会が終わったあとで、こういうことを行っていらっしゃるというイメージがあります。既に結論が出たあとに、さ

らに細かく調べているイメージを持ってしまいます。そういうイメージでよろしいのかというのが3点目です。

- **國島共同議長／委員** はい、ありがとうございます。
- **蔵方** まず経済性というところですが、これは発電の法律、発電単価、規模が小さくなると、スケールメリットも小さくなりまして、これ以上満水位を下げると経済性が無い、そもそもできないということから出てきた結論でございます。
- **村山委員** そうしますと、これは国全体の経済性ということですね。
- **蔵方** いえ、国全体ではなく、プロジェクトとしての経済性ということです。
- **村山委員** ただ、それは環境評価委員会では評価できないと私は思います。今のこのメンバー構成から言って、難しいと思います。
- **蔵方** そのあたりは、我々JICAの技術アドバイザーが入っておりまして、この人は発電の専門の方です。その人が見て、これでは駄目だということだと思います。それから、ラオスの人達（環境評価委員会）のバックグラウンドですが、自然環境は森林局の副局長です。それから、社会環境の方は、ラオス文化研究所の副所長。住民移転計画、これは内閣幹部の地方開発を進めている部署のチーフの方と聞いております。学歴等については、わかりません。本来であれば早くといったところは、今後の反省材料かもしれませんが、調査が始まって、調査の各段階なのです。112ページをご覧ください。インセプションレポート、中間報告書、最終報告書ということで行っておりますが、例えばこれは環境配慮という面から書いたものですから、こうなってしまうのですが、開発調査ですから、技術移転のような要素も含めた委員会も兼ねているところもございます。例えばフェーズ1のインセプションレポートと書いてあるところは、午前中は技術者を対象とした色々な技術の話をするパート、それから午後はその環境というように行っておりまして、そこは考慮に及ばなかったのかもしれませんが、反省材料だと思います。
- **國島共同議長／委員** よろしいですか。はい、どうぞ。
- **原科共同議長／委員** 今技術移転的な意味もあるとおっしゃったのなら、尚更この段階で社会調査を行わないと、技術移転になりません。その結果を得て、議論しなければいけません。まさにそれであれば、なおさらです。今後はそのようにして頂きたいと思います。
- **國島共同議長／委員** どうぞ。
- **松本委員 (FoE Japan)** FoE Japanの松本です。3点あるのですが、1つはJICAの案件検討の段階でどのような環境社会配慮について、意見・判断でこの案件を、JICAとして取り組むことになったのか教えて頂きたいということが1点。もう1つは、先程WCDのガイドラインも見てというお話だったのですが、WCDのガイドラインの中では、計画段階から住民が参加して、ニーズですとか、オプション、本当にダムというオプションしかないのか検討する必要があると書かれているのですが、そういったことはされたのかどうか。先程の松本委員の質問とも関連している部分もございます。特に

WCD の中では、最初の段階でどのように参加して、ニーズやオプションを検討したのかというところが非常に重要な項目だと思っておりますので、もし何かそれについて、されていることがあれば、教えて頂きたいと思えます。3点目は、私も漁業の影響というのは、非常にこれまでこの流域で問題になってきておりますし、かなり慎重に調査をされたのではないかと思います。例えばこの地域の生物種がどのような種類があって、どれくらいの人達が、毎日どれくらいの漁業で収入を得ているのか。そういった調査といったものは、されているのか。あまり見られないものですから、もしございましたら、教えて頂けないでしょうか。以上です。

- **國島共同議長／委員** どうですか。
- **蔵方** まず案件検討段階の話ですが、これはやはり案件の目的、経済発展のために行いたいというラオス側の主旨については理解できる。ただ、非常に大規模なものですから、環境に対する配慮は必要であろうということで、かなり採択に迷ったようなところもあったと思えます。いづれにしても、情報が十分に集まっていなかったもので、始める前にプロジェクト形成調査を実施しております。ラオス側の考え方、それから環境配慮に対する意識などを調査しております。これは我々としてもよく分からず、手探りの部分はその当時ありました。やはりこのやり方は、我々としては初めてのケースの試みだと思っております。一応フェーズ1、フェーズ2に分けて、環境調査を最初に行おうと最初にスタートしております。フェーズ1で環境調査をして、環境上大きな問題がなければ、次のステップに進もうということで始めております。プロジェクト形成をしながら、情報収集をして始めたということです。それから、計画段階からの住民のニーズについては、ここに書いてあるのは、これだけしか書けなかったのですが、報告書は厚いものがございます。ヒアリングの結果などをまとめてあります。それは公開されている資料でございます。そして、漁業への影響。これも相当調べておりました。収入がどれくらいあるか、一日どれくらい魚を捕っているのか、魚の種類はどのようなものがあるのか、回遊魚がいるのかいないのか、そういった調査をしてレポートにまとめております。
- **國島共同議長／委員** はい、どうぞ。
- **甲斐委員** 国土交通省の甲斐でございます。ひとつだけ確認したいのですが、一連のこのような開発調査の時に、相手国政府との関係なのですが、先程メコン・ウォッチの松本委員のお話を聞いておりましたも、相手国政府、これはラオス政府が経済発展を支える柱として、水力を使って行いたいということがございますが、政策の優先順位みたいなものと、それと我々日本がお手伝いするお話というものの関係の観点ということで、例えば向こう政府の優先順位が、例えばダムを出来れば作りたいというものがあるのかどうか。そういったことでこの調査が進んでいくということは、そういう経緯が今回のケースではあるのでしょうか。
- **國島共同議長／委員** これは JICA の方が答えるか、外務省の方が答えるか、難しいところがございますが、どうでしょうか。

- 蔵方 すみません。
- 甲斐委員 要するに、あまり難しい話ではなく、向こうの政府の方も公聴会に入っておられますし、このダムを水力発電でこういった調査をする時の、彼らの考え方がやっぱり問題です。結局、外貨獲得のための手段ですから、非常に重要な政策だと思います。それを推進する一つの手段として、なかなか資金が無いから、力も無いからということもあるかと思しますので、このような話が進んでいくのだらうと思います。ですから、行っていらっしゃる時に、相手国政府のそういった優先順位というものが、皆さんのプロファイなどに影響されることがあるのか、どうかだけ確認させて下さい。そのようなことを念頭におかれたことがあるのか、どうかということですが、難しいでしょうか。
- 國島共同議長／委員 どうぞ。
- 蔵方 当然 JICA 内で検討する場合、相手国側の優先順位の重要だと指摘するところは、やはり我々も重要だと捉えて、出来るだけそれに応えられる形で努力します。
- 國島共同議長／委員 普通に考えて、外交の関係ですから、相手国の意向を全く無視するといったことは、当然出来ない訳ですよ。しかし、100%丸呑みして、向こうの社会をよく見ると、非常に貧しい一部の人が、あまりにも目を背けるようなことになる限度をどう見て、我々はどう対処していくかという、その難しい問題を行っているとは私は認識しております。他に何かございますか。はい、どうぞ。
- 片山委員 海外環境協力センターの片山でございます。126 ページですが、この調査はいわゆる事業に伴うアセスメントを行われたわけですが、この計画地点を決定する以前に、この地点がいいのかどうか。事業の効果の面、或いは環境社会配慮の面からこの地点が妥当であるのか、どうか。そういった計画アセスと申しますか、その検討が行われてこの地点を事業化するというところで、調査をされたのでしょうか。そのあたりは、いかがでしょうか。
- 蔵方 先程も申しましたように、このプロジェクトを始める前に、プロジェクト形成調査をしております。ラオス国において、どのような地点があるのか。いきなりこのようなものが上がってくる訳ではございません。このケースですと、フランスが調査したレポートがあったようです。他にも比べる地点があったかと思いますが、その中でとりあえず環境問題というのを除いて、経済性がなければ行う価値がありませんので、調べる必要もございません。まず経済性があるのは、どういうところにあるのかというのが当然調べておまして、このナムニアップの件については、これはいける感じがある。地点的にタイに売ることを考えておりますので、送電線の距離などという問題もあるなかで、比較的優位な地点であるということをお認めております。そうした後、規模が大きくて、前の調査では環境関係、社会関係の調査は出来ておりませんので、それがクリアにならないと案件として成立しない。そこで、フェーズ 1 において最初に環境調査を行ったという次第です。
- 國島共同議長／委員 はい。どうぞ。

- **原科共同議長／委員** 時間が足りないのに、申し訳ございません。今の件ですが、立地点の選定というのは、専門家の段階で行ったのであって、いわゆるアセスのような形で公開の透明性のあるプロセスは行っていないのですね。
- **蔵方** それは、その通りです。
- **原科共同議長／委員** これからは、そのようなことが必要だと思います。先程の移転問題というの、ここに繋がってくるのです。本当にそこで人々が、大丈夫なのかどうかということを、きちっと確認しなければならないと思います。

-----◇-----

- **國島共同議長／委員** 当初、議長として申しますと、時間を大幅に超えておりますが、具体的な事例を通して、色々な論点が出て、それに対する討議も出来ていると認識しておりますので、あえて時間を少し長く取ることに致しました。この次、引き続きましては、もう1つタイの2番目の予定のものに進めさせて頂きたいと思います。今日冒頭申しましたように、今日の議題6、7の論点の整理、議論の進め方については、是非とも今日進めたいと思いますので、事例の案件を少し減らせて頂いて、12時15分くらいに休憩を取ったあと、6、7番は今日の委員会で進めたいと思っております。それでは、2番目のタイについての事例報告をお願い致します。
- **事務局 岡崎(以下 岡崎)** 社会開発調査部の部長をしております岡崎でございます。時間の関係があると思いますので、可能な限り、ご説明としては10分くらいでまとめさせて頂きまして、色々ご質問などを頂ければと思います。事例案件の資料、最初のところがございますので、ページで言うと37ページからがコク・イン・ナンの導水計画調査の資料となっております。全体が規模の大きい内容となっておりますので、この資料とは別に、私の方で概略をご説明させて頂きます。それには、ページで言いますと、42ページの図面を見ながら、案件の概要を簡単にご説明させて頂きます。このコク・イン・ナンという名前が付いているのには理由がここにございまして、一番上にラオスの国がありまして、そこにメコン川が流れております。メコン川に注ぐタイ領内の川の1つが、コク川です。これがタイ領内。それからもう1つ、そのコク川の流域の隣、右側のところにイン川がございます。これもタイ領内のメコン川の支川でございます。そしてもう1つ、流域が異なった「NAN」と小さく四角で囲ってある、ナンの流域でございます。この3つの川を使って、6月から12月の雨季の余剰となる水を、コク・イン・ナンと流域を変更しまして、およそ20億トンを総延長150キロメートルに及ぶ導水、導水というものに1つは、普通の水路(開水路)、それからもう1つは山の中をつらぬくトンネル、さらには暗渠というパイプで土の中を通すという、そういうものもございまして、これらを総称して導水路というように呼びます。そして、その導水をすることで、どこに便益が生じるかと申しますと、一番下チャオプラヤのデルタ。コク・イン・ナンに転流されました水は、地図の右真中より少し上に、シリキット ダムというのがございます。既設のダムでございます。このシリキット ダムに一時貯留をしまし

て、そのダム の操作に応じて下流に、余剰水としての 20 億トン を灌漑水、或いは工業用水、上水道と、下流の足りない地域への水を供給するということが、この計画プロジェクトの概要でございます。従って大変規模としては、大きな面積、事業としても大きい内容の計画となっております。そしてこのあと、色々な計画を実現するためには、たくさん の工事が伴います。川から水をとる取水口、今申し上げましたような導水路、トンネル、水を分水する分水堰、それから洪水調節のためのダム、必要な量を河川に流すための河川改修。こうしたものの総合的な事業によって、初めて必要な水が確保され、下流に流されるという計画です。最大、河川に流れる水の量は、毎秒 140 トンほどとなっております。毎秒 140 トンというのは、愛知用水の 3 倍でございます。それから水の量、20 億トンという概略のイメージは、利根川の最上流にあります、東京都の水源となっております矢木沢ダムが約 1.8 億トンの貯水量をもっておりますから、2 億トンと致しましても、約 10 倍の量、矢木沢ダムの約 10 個分の量が 20 億トンということで、これは大変な量です。そういうものを、下流の地域に送ろうという計画です。だいたい総事業費は、いくらぐらいの計画になったか。約 433 億バツ。1998 年の換算で、3 円と計算しますと、1500 億円ということになります。この調査としては、どのような結論を導き出されたか。先程も議論がございましたけれども、これは技術的、経済的には妥当性はありますということですが、それよりも既設のシリキット ダムも含めた総合的な水管理が優先されるべきであるというものでした。有効貯水量が 66 億トンといわれておりますので、非常に大きな貯水量をもっているところのダムの操作が十分に行われていない。1995 年には洪水が発生した、大量の雨が降ったために、ダムを越流して下流に流れたということもございます。その洪水が起きた数年前までは、非常に渇水でして、このダムが満水になったことは、なかったのです。満水にならなかったものが、洪水になって非常に大きな雨が上流に降って、そのために 1995 年にはこのダムを越流してしまったというように、ダムの操作についても、まだまだ十分考慮の余地があるというようなことも、この中で検討され、提言があります。ということで、フィージビリティ調査、環境影響評価の次にはどのようなプロセスをふんだかという概略をご説明させていただきます。

- 國島共同議長／委員 すみません、まだ地図を見ていればよろしいでしょうか。
- 岡崎 失礼致しました。あと 2 分くらいで全体をご説明したあと、資料のご説明に移りたいと思います。
- 國島共同議長／委員 まだ地図を見ていればいいわけですね。
- 岡崎 それでは、資料の最初に戻って頂けますでしょうか。調査の経緯というところから、少し事業の中身ではございません。
- 國島共同議長／委員 どのページでしょうか。
- 岡崎 はい、38 ページです。それでは、この資料は非常に、いくつかの組み合わせでございまして、読みにくいものですから、まずこの概要をご説明致します。資料にそっ

ておりません。

- **國島共同議長／委員** わかりました。資料のどのページを見ながら聞けばいいかだけは、ご指示頂きながら、ご説明願えますか。
- **岡崎** はい、わかりました。それでは調査の経緯というところを見て頂いて、38 ページでございます。38 ページのところ、事前調査というところを説明させて頂いております。そこで、どういう体制で、何をしたかというのが、この 38 ページに書いてございます。通常私どもが実施します、予備環境評価ということで、事前調査の段階で、スクリーニング、スコーピングということを行っております。特に重要な項目として、住民移転それから廃棄物の問題、湖沼、河川が流況、動植物に与える影響は、この計画は非常に大きいという認識をしています。したがって、その調査については、次の本格的に調査が始まる、フェーズ 1、フェーズ 2 の段階で十分配慮すべきということを事前調査の段階で結論づけております。この段階ですでにタイ政府は、18 以上の導水計画案を政府独自で計画をしてきました。ということで、導水計画については長い歴史を持ってタイ側でも実施してきております。事前調査段階が行った段階でも、タイ政府は独自に調査をしておりました。そういう意味で、タイ政府と調査を十分調整しながら、日本側としても整合をとりながら調査をするということで、フェーズ 1 の調査に入ったということです。39 ページです。39 ページからは、本格的な調査としてのプロセスということで、ご説明させて頂きます。まずはフェーズ 1 調査。これはまず、事業実施についての実施確認調査、それから初期環境調査(IEE)という 2 つの内容について、各々の視点から報告書をまとめております。その結果につきましては、資料の 39 ページで示しておりますように環境緩和対策の必要性を提言しています。フェーズ 2 はフィージビリティ調査で、これは技術的、経済的にも調査をし、かつ EIA 支援調査を実施したということでございます。その EIA 支援調査の中では、上流域の参加型農村調査、それから少数民族の伝統的な灌漑組織にどう影響があるのかということまでも含めて、社会環境調査の一部をこの調査の中でも実施しております。非常に大きい、面的に広がり大きいところですので、今後については、社会環境調査というものの実施も、別途必要であるという提案をしています。したがってフェーズ 2 の方での結論と致しましては、技術的に可能ということは言っています。ただし、実施に先立って社会的な、環境的な配慮をあらためて行う必要があるということをごをここで謳っております。調査を通じて明らかとなった環境社会配慮における問題点は 39 ページの 3 に記載してございます。また「4」は、調査の各段階でどう配慮していったかということが記載しています。この調査の結果、対象となります導水流域の対象地域には住民移転を伴う、約 7,000 人への影響があるということも、調査をして判明しております。それから、少数民族。伝統的な灌漑施設。これも非常に影響を与えることもあり得るので、それを十分配慮すべきということをおっしゃっております。そして、導水計画に伴っての、そこから出されます工事に伴う 2,000 万トンの土砂。これについての対策をどうするか。それから

動植物についての調査も、少なくとも環境支援調査というところの中でもしておりますけれども、この結果どのような提言をしたかという、やはり将来的にわたっても事業実施の前提としては、地域住民対策、それから長期的な流域保全、ダム総合的な管理ということをも十分すべきということをご提案しています。そして資料のところだけご説明させていただきますと、40 ページ。ここでは提言、どのような内容で提言したかという F/S (フィージビリティ調査) の段階での IEE の提言。ここに地元住民の優先権の付与、水供給の優先権の付与、あるいは環境モニタリング、環境緩和策、そして水圏生態系への継続的な調査による十分な配慮、そして工事による土捨て場の選定。そういったものが今後十分行わなければならないという提言をしています。またタイ側で独自に実施していました調査についても、それに対しての側面的な支援もこの調査で行っているということです。そして、41 ページにつきましては、現在どのような状況で進んでいるか。少なくとも現時点では、環境支援調査によつての、内容をタイ側が環境的な面での調査を実施しているという状況で、事業の実現というところについての予定は立っておりませんし、事業化に向けて動いていることもないと、私どもは理解しています。この 41 ページまでをご説明させていただきました。資料としては、先程のサイトの図面、そして和文の要約としてのフェーズ 1 の実施確認調査、初期環境調査の内容、要約。F/S (フィージビリティスタディ) の和文要約。そして、結論と提言。環境支援調査の和文の要約が、この図のあとに添付されています。以上でございます。

- **國島共同議長／委員** はい、ありがとうございました。何かご質問はございますか。はい、どうぞ。
- **原科共同議長／委員** どうもありがとうございました。最後の方の資料で、環境支援調査という表現だったのですが、39 ページのところの結論で、フェーズ 2 で書かれておりますけれども、環境影響評価 (EIA) と同じものでしょうか。それとも違うものでしょうか。
- **岡崎** この時点では、タイ側も独自に環境調査を行っておりまして、ここで言っております EIA を含んだ内容を環境支援調査という報告書の中にまとめております。
- **原科共同議長／委員** EIA も含んでいるわけですね。そうしますと、40 ページで今おっしゃったタイ側が先行して事業アセスを行っていた。このため計画アセスの観点からというのは、こういったことが支援にはいっていくとそういうことですね。
- **岡崎** はい、そうです。
- **原科共同議長／委員** そうすると、計画アセスメントの観点からとおっしゃると、通常は計画アセスというのは事業アセスよりも前の意思決定上流の段階で行うものですね。ですから、この段階で意見を出すというのは、なかなか難しいと思います。1 回元に戻らないと出来ないこともたくさんございます。どのような内容になりますでしょうか。
- **岡崎** はい。結論から申しますと、ここの調査でも今原科委員がおっしゃったように、早い時点でもう少し計画アセスとしての内容を、やはり調査すべきだったのだというこ

とは、この報告書の結論の方にも述べております。したがって、前後しておりますけれども、早い時点でもう少し踏まえるべき点を行っておかないと、かなり進んでから色々なことが問題として出てきてもまずいのではないかという、荒ごなしのアセスというのは必要ではないかということは、この調査で提言しております。これは提言ということで、だからどうするというにはならないのですが、若干の矛盾を抱えながら調査をしたというのは、事実でございます。

- **原科共同議長／委員** そうおっしゃったということは、場合によっては計画アセスというものをやり直すという可能性も含んでいるということになるわけですか。
- **岡崎** どういうものをやらないとこの事業が進めないかということと、とりあえず提言して、そしてそれをする事と、本当にこの案件は良かったのかということとの、そこは裏腹だとは思いますが、私どもの方では、計画アセスというところにも含める内容が、この支援調査の中で提言したというように考えております。答えが違いますでしょうか。
- **原科共同議長／委員** いえ、おっしゃりたい主旨はわかるのですが、もう少し踏み込んで、元に戻って、そのような場を形成して、計画アセスを行うというのも、私は提言の中に入れてもいいのではないかと感じたものですから。そうしないと、過去の反省で終わってしまい、このケースに関してはどうなるかという疑問が残ります。このケースで、そういうことがより好ましいのですが、この段階でそういうことに対して、結果的に対応できたのであれば好ましい話で終わります。対応できていないとなれば、やはり一度戻って計画アセスを行うということは、アドバイスしなければならないと思います。その違いが大きいと思います。そのあたりはいかがでしょうか。
- **岡崎** この件は、田中委員がずっと関わっておりましたので、田中委員よりお願い致します。
- **田中委員** JICA 専門員の田中と申します。このコク・イン・ナン導水計画の環境の部分の作業監理の仕事をさせて頂きましたので、今の岡崎部長のお話に対し少し付け加えて、ご説明したいと思います。まずこの計画は事業計画が非常に大きかったということと、タイの北部地域の、それも山岳地域でトンネルを掘ったり、水路を掘ったりする工事が予定されるということがございました。それからまずその地域には、Peoples irrigation という地元でも irrigation 網がたくさんあるのですが、その irrigation 網を分断しながら、水路を作っていくような計画もございましたので、最初にこの計画を S/W と申しますが、事前調査で行く前に議論をした時に、非常に難しいという意見が、私どもの調査団の中でもあったのは事実です。そして、実際に現地に行ってみますと、タイの王立灌漑局 (Royal Irrigation Department) という所が、この事業実施主体なのですが、そちらの方はすでにご自分達の予算で、F/S の部分を始めておられまして、かつ環境面も進めるということを行っておられました。ですから、私どもはまず S/W を結んで、本格調査をどのような内容で行いますかというお話をした際に、調査団長として、私と

同じ国際協力専門員の水資源開発のご専門の方が団長をなさっておられたのですが、その団長もやはり慎重に行うべきだということで、フェーズを2つに分けて、第一フェーズで色々なプロジェクトの **justification** などの議論もしながら、もちろん環境面のところもみんなで議論しながら、フェーズ1も行って、それで難しい場合はフェーズ2に行くのはやめようという話も先方と致しました。実際に S/W の中にもそのようなことは入っております。このようなケースはたくさんあるわけではございませんが、最初からそういう認識は、私ども関わった者の中にも持っている人達がいらっしゃいました。まずそのタイ側が環境の調査をどんどん進めていくわけですが、私達の方は計画アセスの観点から、もう少し前倒しに住民の方々、それも水を取られる北部地域の方々の意見、水ももらう南部地域の方々の意見もちゃんと聞いていかないと、ある意味 **Public relations** にもならないというお話も当時したことがございます。しかし残念ながら、なかなかそこが噛みあわず、事業実施主体の方々はどう進んでいく方向というのが、続いておりました。この環境支援調査というのは、ガイドラインは全て「支援」という言葉になっておりますが、ここが一番大事だと思います。本来、環境アセスメントは誰が行うのかという議論をした時に、それは当然事業を行う実施主体が行うわけです。このコク・イン・ナンにつきましては、少なくとも **Royal Irrigation Dept.** はご自分達の予算で、アセスのコンサルタントを雇って行おうとしておりましたし、実際しておりました。そこを **JICA** が支援しながら、そこはまずいのではないかという議論をしながら、進めたということで、環境支援調査ということに名前がなっております。最終的にどんな形になったかと申しますと、実は第二回目の改訂委員会にて、実際にこの環境支援調査でチェンライという北部の地域で実際に公聴会を開いている時の様子を、皆様にビデオでご覧頂いてご説明したかと思っております。それからプロジェクトが予想されている地域の農民の方々に、夜集まって頂いて、チェンマイ大学の社会科学研究所の先生方が、この **Socialization** を行っているシーンをご覧頂いたかと思っておりますが、そういうことを行ったわけです。先方が行ってきた **EIA** というのは、もうほとんど代替案というルートもみんなで議論するというのではなく、地形状、やっぱりここしかない、自然流下ですので、ここしかないというような形で作られているところで行っておりましたので、私達が支援といいながら行ってきたことは、逆に **RID** の方から見れば邪魔をしているのかと思われまます。実際にも私は言われました。技術移転セミナーなどを行いますと、こういうやり方では、みなさんがもし **JBIC** の融資を考える時に、これでは **JBIC** の厳しい環境の審査体制では、非常に難しいと思えますというようなお話もしまして、世銀の例などもお話しましたがけれども、そういう意味では、非常に難しい環境支援調査だったと思えます。実際にこの環境支援調査は、エンジニアリングを行っている会社とは別の会社に委託を致しました。日本も同じです。通常、問題がある案件で同じコンサルタントの中で、環境とエンジニアリングを行いますと、なかなか問題があっても、問題があるという書き方が難しいというのも現実にはありますので、この時には別の会社が環境

のところを担当するというので、実際に携わった環境支援調査団の団長は、ご苦労なさっております。実は今日、この団長はここにお見えになられているわけですが、団内でもそのような仕事をされると、先方政府と環境支援のチーム 5 名と、それからエンジニアリングチームの中の軋轢もなかなか大変で、実際本当にお仕事が大変だったと思っております。環境支援調査というのは、その意味ではまた振り出しに戻るような形で、私達は申し上げましたけれども、現時点ではこれは、少しずつ、まずは北部地域の開発の方が導水計画よりもまず先であるという認識で、そちらの開発を少し RID も考えていこうというようなことはお聞きしております。ただ導水計画自体は、今は塩漬け状態になっていると私は思っております。先週タイのバンコクへ別件で行っており、少し伺いますと、ほとんどこれについての動きはございません。通常フィージビリティスタディを行った場合に、「フィージブル」と書くのですが、コク・イン・ナン計画は、最後大議論を作業監理委員会でしまして、最終的にこれはプロジェクト自体の justification を justify 出来ないという結果になりまして、4 つのシナリオを作ることになりました。将来的にチャオプラヤ流域の乾季稲作が、今までどおり右肩上がりに上がった場合に 2015 年、2020 年頃にはどれくらいの水が必要になるのか。しかし、将来的に乾季稲作が他の果樹などに転換していった場合には、水は必要でなくなるというオプションも入れて、4 つのシナリオというのが作られまして、それをタイのカウンターパート機関の方で検討して頂きたいという結論になりました。世界銀行も当時同じチャオプラヤ流域で、稲作やそういったものの生産性を向上するためには、どうしたらいいかという調査をされていらっしゃるかもしれませんが、その結論は今ある水をまず大切に使う。既存の水路などのリハビリをして、いわゆる水価もただではないのだから、そこをきちんと回収できる仕組みを作ろうという提言をされておりました。ですから、私達が最終的には、これはフィージブルと書かずに、シナリオの中で将来的に 50 年、100 年で考えて頂きたいというお話を、私どもの作業監理委員長が、技術移転セミナーでお話されましたけれども、その時北部の国会議員の方も参加されていたのですが、まさにそのとおりだというお話がございました。以上です。

- 國島共同議長／委員 ありがとうございます。どうぞ。
- 原科共同議長／委員 今のご説明でよくわかりました。結局、計画アセスということをおアドバイスされて、それが次の展開に繋がっているような印象を受けました。それは、時間がかかるかもしれませんが、今のような方法は、大変重要なところだと私は思います。
- 國島共同議長／委員 ありがとうございます。どうぞ、松本委員。
- 松本委員（メコン・ウォッチ） メコン・ウォッチの松本です。はからずも、メコン流域の話が 2 つ続きました。また少々質問をさせて下さい。1 つは、このコク・イン・ナンは非常に強い抗議運動が起こったわけですが、お伺いしたいのは、止めるチャンスは 2 回くらいあったわけですね。その SW のところで止めようという判断が出来た。フェ

ーズ 1 で止めようという判断が出来た。しかし最後の最後までいっているわけですね。最後の最後までいくと、止めるのが本当に大変だと私は思っているのですが、ここの判断、最後に止めるのはいかに大変だったかというのは今の田中委員のお話でよくわかりましたが、これはどうしてそこまでいってしまうのか。いってしまうことが、いいことなのか、悪いことなのか。そのあたりをどうお考えになっているのかというのを、少々伺いたい。これはどなたにという質問ではないのですが、どなたかお考えがある方にお伺いしたいと思います。2 つめは、私も今別のプロジェクトの調査の中で、技術移転という議論に入っているのですが、これは例えばコク・イン・ナンの場合、シリキットの運用というのは、非常に重要な問題だと私も思っておりました。例えばそのシリキットの運用の変更であるとか、その時の調査によって出てきた様々な代替案というのが出てきていて、それを RID なり、タイ政府なりが尊重して、「なるほど。JICA 側の調査から、我々はコク・イン・ナンを求めていたけれども、こんな別の案が出てきた。」と。「これはコク・イン・ナンを作るよりも、もしかしたらお金もかからないで出来る次善の策かもしれない」とタイ政府が受け取って、それをちゃんと提言を受けて実施する。それがされているかどうかを、JICA としてフォローアップしているのか。このあたりが、本当に技術移転に繋がっているならば、セミナーでは終わらないはずだと思います。その後、そこで提案されたものがいかに、タイ政府の中で生かされているかということが、まさに技術が移転された、あるいは提言が生かされたということだと思います。そのあたりについては、どれくらい把握されていらっしゃるのか、この 2 点をお伺いしたいと思います。

- 岡崎 よろしいでしょうか。まず、この調査を進めるにあたって、いくつかのポイントで止めるという選択があったのに、それはどうして最後までいってしまったのかという点だと思います。確かに事前調査の段階のその選択肢というのはあっていいはずですが。そしてその段階で、アセスをし、あるいは相手国側と話をした結果で、それはいくつかの条件をもって進めましょうというところで、次に進んだ。フェーズ 1 のところでは、調査団の方から、あるいは我々のチームの提言としては、国立公園の下を構造物が通る、こういうことはタイの法律では、そういうことは実施してはいけないということになっておりましたので、そのようなものがクリア出来ない場合には、私どもはやらないという選択肢をその段階では取りました。しかし、タイ側としては環境関係の機関が、協議をしたところ、今回については、国立公園内を通るにしても、流域の自然条件に影響を与えないなどの条件付で、その法律はあったにも関わらず、調査のみは実施しても良いという方針をタイ側が出しました。したがって、私どもはそれ以外の選択肢で、実施しないという選択肢をフェーズ 1 のところから次に進む、他の選択肢もあったかもしれませんが、慎重に相手側と交渉しながら行ってきました。選択肢のひとつである、タイ側の法的な面でも差支えが無いというところがあって、次に進みました。止めるという選択肢を、何をもって、基準で行うかということ、非常に難しいですが、そのような場面

があったことをお伝えしておきたいと思います。

- **松本委員 (メコン・ウォッチ)** つまりフェーズ 2 で、最後にフィージブルでないと判断したものは、S/W の段階、あるいはフェーズ 1 の段階では障害になっていなかったというように理解してよろしいでしょうか。
- **岡崎** S/W のところで確認した内容が、フェーズ 1、フェーズ 2 のところでは、障害にならなかったのかということですか。
- **松本委員 (メコン・ウォッチ)** すみません、フェーズ 2 の最後の結果として、フィージブルでないと結論がでるわけですが、その時に問題になっているという点は、例えばフェーズ 1 の時にはフェーズ 2 に進むときの条件のような形で提示はされなかった点がフェーズ 2 で出てきたのでしょうか。それとも、要するにフェーズ 1 で止める時は、今のお話だと国立公園内を通る、地下を掘るといった法的な問題だけが、フェーズ 1 の何か障害だったような気がするのですが。
- **岡崎** はい。そこは私がお理解頂きたいということでご説明致しましたが、非常に面的に大きい、対象と致しましては 15 万平方キロメートル、これは日本の約 40%。そのようなところを対象として、1 つ 1 つ潰して行って、それでいいというところまでもっていくには、5~10 年かかる調査となってしまいます。したがって我々は不安なところを持ちながらも、問題を明らかにしつつもフェーズ 2 までいったということが現実だと思います。15 万平方キロメートル、これについてきちんと行うということであれば、5~10 年をかける、そういう調査になってしまう。それは、この枠組みの中で行うには、少々難しかったということは、ご理解頂けるかと思います。
- **國島共同議長／委員** 2 つめのご質問の件はいかがでしょうか。
- **田中委員** 田中ですけれども、2 つめはコク・イン・ナンの教訓ということですが、1 つは、このコク・イン・ナンの教訓が、まさにこのような委員会で、どのようにステップを踏んでいくかというのが非常に大事かというのが、議論される 1 つの契機になっているのではないかと個人的には思っております。最終的にはきちんとしたステップをふめば、相手国の方達もいいものが出来れば、日本の有償資金協力も得ることが出来るようになるわけですし、ですからそういう意味で、痛みをみんなが感じながら、今議論をしなければいけないというように感じております。そういう中で、コク・イン・ナンの教訓は、先程も申しましたように、50 年後か 100 年後かに水を持ってくるのであれば、雨季の余剰水と言っているけれども、実際そのコクやインの農家の方達の中には、雨季でも水が足りない、自分達は天水とか、自分達の Peoples irrigation を持っているけれどもというお話もありました。ですから北部の農業開発を、Royal Irrigation Dept. がまず始めて、そこで着実にそういったプログラムが動いてきて、将来本当に水が足りなくなったら、バンコクの方に水を持っていこうかという話し合いになるような、小規模な北部開発プログラムというのを、少しずつ真剣に行おうという話も聞いておりますし、まだ具体的にプロジェクトが動いているわけではございませんが、日本からも農水省の

専門家の方が、継続的にその RID のセクションに行っておられますので、現在はその方が非常に大規模ではなく、むしろ小規模なもので着実にやっていこうという方向で動いているとお聞きしておりますので、それが教訓になっていると思います。

- **國島共同議長／委員** 追加の説明ですか。どうぞ。
- **岡崎** はい。2点目のところの運用変更に伴うフォローはどのように、例えばダム¹の運用を変更するというのは、この技術移転というところのフォローの問題である。どのようにフォローをしているのかというご指摘だったと思います。こういう大きな案件については、やはり私も独自の調査から見て、どのようにその先タイ側が行っているかというフォローは、具体的に年は違いますが、行っております。技術移転という観点からすれば、従来は提言をして、それに本当に必要な技術移転のための専門家なり、人がちゃんと行えるような体制を作ったかといえ、それは厳密には行えるような体制をそのあとにとってはいないと思います。ただ、田中委員がお話されたように、RID (Royal irrigation Dept.) には多くの専門家がおられますし、さらにはダム¹の運用については、RID 側もきちんと見直しをされているという話も聞いております。今後そのような環境についてのフォローを具体的に、調査だけをして、技術移転をして、セミナーをして、住民移転の調査をしましたというだけでは済まない部分は、確かにあると思います。
- **國島共同議長／委員** はい。お待たせしました。どうぞ。
- **松本委員 (FoE Japan)** 先程からどうしてももう少し前に、この案件をやめようという話にならなかったのかという話に、私は非常に興味があります。というのは、フィージビリティスタディをする時に、最後にフィージブルでないという判断をするのは、確かにそのプロセスの性質上、非常に難しいと思います。この場合、案件検討の段階で、どのような議論があったのかというのを是非ご紹介頂ければと思います。それから先程からお話にあるようなフォローアップは、非常に重要だと思いますし、本当に大型の計画ではなく、それ以外のオプションがあるというような調査が最終的に出てきたことは、非常に良いと思っております。これは意見なのですが、最初の案件検討の段階の環境社会配慮について、JICA の意見はどのようなことで出されたのか教えて頂ければと思います。
- **岡崎** この案件は私が入団したすぐくらいから、色々話しがありまして、やる、やらないということで、非常に大きな案件でしたので、私も断片的に色々ところで、この案件について聞いております。これをやるか、やらないかという具体的な案件検討をしたところでは、非常に環境的には大きなインパクトを与える内容で、非常に慎重に行わなければならないということは、私どもとしては十分認識をして、そして積極的にこれを進めようという立場ではなかったというだけで、止めるという選択肢まで私どもで出せるか、どうかということになりますと、そこは少々はっきりとは申し上げることは出来ません。慎重な対応が必要ということ、コメントとしては出し続けております。

- **國島共同議長／委員** 私は今日議長ですが、先程の松本委員と、今の松本委員のご質問は、誰が答えてもいいというお話でした。私は一言申し上げますと、なぜ止められなかったかという問いかけは、もし止めるとすれば、立ち止まるというのでしょうか。止めるということを考えるために、立ち止まらなければならない。その事業をずっと進めていく、人の配置、予算の執行、機材の手配を、立ち止まるということは、一旦中断しなければならない。ところが、今の日本の行政の制度は、単年度予算の決定予算消化主義ですから、そう簡単には立ち止まることが出来ない。立ち止まれない限りは、止める検討も十分に出来ない。そこがみなさん先程からおかしいと思っけていても、予算を消化しなければならないので、立ち止まれない。年度内にきっちり、もしくは最後に貯まってきたものを消化しなければならない。そのシステムが個人個人の方は、善良で誠実でよくものが見えても、全体で動き出すと、止める前に立ち止まることが難しくなります。そのシステムを変えることができるのか分かりませんが、ガイドラインの改定委員会の範囲かどうかは別に致しまして、私はそこが難しいのではないかとというのが、今の松本委員のご質問に対する答えです。
- **原科共同議長／委員** 私も一般的なことを言いますが、この場合には JICA の支援ということで、単年度で行っておりますから、その結論がどうなるかで、先方政府、タイの政府の問題だと思います。これは、今塩漬けとおっしゃったので、私の感じだと、ほとんど止めるのと同じくらいではないかと思います。タイでも、今おっしゃったように、国の中では同じようなことがあるのではないかというような感じを持ちます。そういった予算の消化の問題ですとか、もう 1 つはキープフェースです。体面を重んずる、これまで積み重ねてきたものを止めるというのは、大変顔を潰すことになりますよね。そのようなメンタリティの問題が色々あると思います。そのような国で、今 JICA が行ってこられている中では、これまでの事業アセスでは先に進むというようなことが多かったと思いますが、今回は戦略アセスメントが少し動き出したと、私はそれを評価したいと思います。ですから、先程おっしゃっていたこの地域で、北部の農業開発、小規模なものでも考え出したようだとおっしゃっていました。是非そういった支援をそういう地域の総合計画に関する支援、これには戦略アセスなどがございます。そういった新しい支援を考えて頂きたいという印象を持ち、こういうことを希望致します。
- **國島共同議長／委員** はい、どうぞ。村山委員。
- **村山委員** 村山です。先程からお話を伺っていて、この件は開発調査でありますけれども、かなり相手国を指導的に、あるいは教育的にサポートされたよさだという気がします。ただ、委員会の検討事項から考えてみると、例えば重要な意思決定の段階としてスコープオブワーク、フェーズ 1、フェーズ 2 という 3 段階があったとした場合に、結果的にフェーズ 2 では、いくつかのシナリオに基づいて代替案を提示され、議論されていると思いますが、そのような代替案を提示して比較検討をするということが、最初の段階から可能だったかどうか。これは技術的な問題です。相手国の非常に強い要請があっ

たので、そのあたり難しいかもしれませんが、技術的にそういうことが可能だったかという点をお伺いしたいと思います。これは多分、最初の段階では情報も限られていたと思いますので、そのあたりの技術的な点について教えてください。

- **岡崎** はい。早い段階でそうした検討が出来なかったかということだと思います。比較検討なり、考えられる内容をどの段階で、きちんと把握できたかということは、事前調査のところでは、その全域を見てまわったということではございませんので、ある程度の調査が必要だったと思います。ただ、この調査の報告書でも述べているように、初期の段階で、ここの表現ではプロジェクト形成の段階で、それなりにその上流の状況を判断して、「これは大変だ」というものを、どこかの段階で入れる必要があるというようなことは、提案をしております。ですから、全く出来ない話ではなく、どのような方が、どのような時点で行うかということ。これがなかなか難しいところではないかと思えます。事前調査のところで行えばいいのではないかということも1つあるかと思えます。そこは、事前調査というのは相手側と話をし、相手側もこれは事業化して欲しいのだという思いでいっぱいのところ、そうは言っても環境は大切だと、相手側の交渉の中で詳細設計もして欲しいと言われた時に、我々は環境だということの、やり取りですね。そういう交渉が前面にたったというのが事前調査だと思うのですが、とにかく流域の全体を見回して、「これは駄目だ」という判断が出来るような仕組みがあれば、大変有難いと思えます。田中委員が事前調査に行ったことで、私どもに何か補足があればお話しして頂きたいと思えます。
- **田中委員** 今、村山委員がおっしゃられたようなことが、どこで行われるかと言いますと、私は今度北部開発で、北部のある極限られた地域で、最初の段階から計画アセスを行いながら農業開発を考えていくという中で、今おっしゃられたようなステップは踏めると思っております。やはりこの最初から、このコク・イン・ナンのような計画ですと、もう計画ありきで行われ、事業アセスの観点から要請があがってきます。実は、ステアリング・コミッティというのが作られまして、タイ環境省も、当時は科学技術環境省、現在は天然資源環境省に変わりましたが、代表の方もいらっしゃいました。その環境影響審査課長も、困っているとおっしゃっておりました。つまり RID が先程、18くらいの大きな導水計画ですとか、ダム計画を環境省に出してくるわけなのですが、だいたいどれも環境面で大きな問題を抱えているというようなお話もありました。私達も個別にタイの環境省に行き、意見交換で、RID の環境担当者も交えて、話し合いをしたこともございました。やはり、そういう現実、あまり日本もタイも変わらないのではないかという印象を持ちました。以上です。
- **國島共同議長／委員** どうぞ。
- **氏家委員** ECFA の氏家でございます。先程から、どの段階で中止すべきだったかということですか、あるいはクライテリアをどうすべきだったか、國島共同議長がおっしゃられたように、予算的な意味合いもあるかと思えますし、大変難しい問題の部分があ

るかと思ひます。一方でエンジニアリング的に言ひますと、そのクライテリアをどうするかというのが、非常に意見が分かれるところだと思ひます。公害問題のように、排出規制があり、あるいは環境基準があり、ここを達成しないのであれば、止めるべきであろうという問題もあれば、社会配慮、住民移転の問題となりますと、どれくらいならいいのか、どれくらいなら止めるべきなのかの判断は、非常に迷うところでございます。また一方でそのような問題がある中で、我々がそれを解決するためにどうしたらいいのかということを一生涯懸念考へるわけなのです。その中で、今回はここまで考へられるけれども、次のステップとしては、もう少しここを検討してみようという段階もあるわけなのです。一概になかなか、そのクライテリアだけで、判断し切れぬ部分があります。その中、今回のガイドラインの中でどのように反映させていくか、今後の検討課題だと思ひますけれども、そのような面もあることをご承知おき頂ければと思ひます。

- **國島共同議長／委員** はい、ありがとうございます。ちょうど2時間少々経ちまして、冒頭お約束しておりました今日の議題は、5つの事例を説明して頂く予定でしたが、大変申し訳ございませんが、後半の「論点の整理」と「議論の進め方」について、今日是非議論をさせて頂きたいので、本当に色々をご用意して頂いたと思ひます、3番目のコスタ・リカ、4番目のフィリピン、5番目のタイのご担当の方は、またかということで、うんざりされて大変申し訳ないのですが、次回はまた3、4、5番目の方にご説明を頂くと思ひますので、ご勘弁頂きたいと思ひます。それでは、5分休憩をして、その後、議題の6番と7番を進めさせて頂きますので、12時17分くらいまで休憩して、始めさせて頂きたいと思ひます。

-----◇-----
休憩：(12:11～12:17 まで)

- **國島共同議長／委員** それでは、ほぼ定刻を過ぎましたので、議事を再開させて頂きます。それでは定刻の13時まで、お手元にお配りいたしました資料番号「4-1」の9、10ページについて事務局 鈴木さんからご説明頂き、その後引き続き資料番号「4-4」につきまして、原科共同議長からコメントを頂きましたあと、論点の内容等について、皆様のご意見を頂きたいと思ひます。それでは、よろしくお願い致します。
- **鈴木** それでは、資料番号「4-1」の9ページと10ページについて、ご説明したいと思ひます。これは、冒頭ご説明致しましたけれども、NGO案とJICA案を先日確認させて頂いて、それを取りまとめたものでございます。私の方からご説明致しますが、NGOの方からも、私の説明で不十分のところには補佐して頂ければと思ひます。まず、1の「基本的事項」と、2の「手続き」、3の「実施体制とその他の事項」と大きく3つに、分けさせて頂きました。基本的事項につきましては、まず環境社会配慮の基本方針。今日も色々出ておりますが、環境社会配慮といったところに、どのように、定義も含めて方針を定めるのか。そこについてが、基本的事項の1番でございます。2番目として、

このガイドラインをどのように使うのかという目的でございます。3番目。ガイドラインの適用範囲ということで、「3-1」、「3-2」、「3-3」とあげております。この適用範囲の「3-1」と「3-2」は、環境と社会の範囲はどこまでとるかということでございます。かつこ内に、人権、ガバナンス、ジェンダーも検討項目に含めるとありますが、人権をここで detail に議論するのか、ガバナンス、ジェンダーもどうするのかという細かいその中身についてというよりも、その人権、ガバナンス、ジェンダーといったことを含めるのか、含めないのかという範囲について、議論をするということでございます。ちなみにご参考までに、ジェンダーについては配布資料として JICA の中で使っております JICA の課題別指針という資料を別途お配りしております。ここはどこまでを範囲に含めるかという議論でございます。2番目。「3-2」スキームの取り扱い。これは今日開発調査の案件を2件、案件事例としてご説明しておりますけれども、事例の準備をしておりました無償資金協力、これも調査段階がございます。技術協力プロジェクトという、まさに技術協力、先方の能力向上を目的としたプロジェクトもございます。こういったものについても、調査段階、あるいはガイドラインの適用のどの段階であるのかということ、ある程度統合して議論できるのではないかとということで、統合して議論しようというお話をしておりました。ただ、開発調査、無償資金協力、プロジェクト、それぞれ特有のもの、固有のものについては別途分けた議論が必要ではないかという点を確認しております。「3-3」紛争国・紛争地域や軍事政権下での環境社会配慮の特性でございます。これは冒頭ご説明致しましたけれども、こういった国々で援助をするのか、しないのかといった点は、この委員会の mandate というよりは、むしろ ODA 大綱等の、上位の ODA 自身の政策に関わるところの議論に委ねるところが適当であろう。しかしながら、もし仮に協力を実施する場合、特に環境社会配慮面で特性があるのではないかと。あるとすれば、それは何なのかということ、委員会で議論すべきではないかという点でございます。次に4の計画アセスメント（戦略的環境アセスメント）と書いております。先程コク・イン・ナンの例等にも出ておりましたけれども、計画段階での計画アセスメントの重要性というのが、近来非常に強調されております。ここについて、どのように考えて、どう進めていくべきなのか、それをここで議論するという点が4点目。5点目、環境管理システムの適用。これは前回の委員会で当日参加者の方から、環境管理システムという、トータルでその環境というものを見ていく、途上国を見ていく、そういった能力向上、或いはシステム構築にも貢献するということが、このガイドラインの中で議論すべき重要な点ではないかとご指摘がございました。それを踏まえまして、こちらに入れております。議論の内容等について、これからどのようなポイントで議論していくかは、是非委員会でご検討頂きたいと思っております。「II.手続き」でございます。「1.環境社会配慮の確認と支援」ということでございます。この確認と支援は、冒頭申し上げましたけれども、どのような環境配慮を、途上国側がまず実施しているのか。それを確認したうえで、どのように支援するのか。JICA として技術協力というス

キームを持っております機関として、支援の可能性がより広がるということで、その支援ということで、確認と支援ということにしております。それにあたっての基準。どのような途上国の環境アセス等の関連の基準に立てばいいのかという基準の部分。或いは環境社会配慮の確認にあたっての基準の部分。それから「1-2」手続きと書いております。これは、前回、前々回でフローを説明しておりますけれども、案件の検討段階、事前調査の段階、無償であれば基本設計調査、開発調査であれば本格調査、事業実施。これは主に実際の事業を、技術協力の枠組みで実施する場合、それぞれの段階においてどのような環境配慮を確認し、支援していくべきか。そこにスクリーニング、カテゴリー分類、カテゴリー分類毎の支援の範囲と内容等々と書いております。段階できちんと **critterion** なり基準を設定して、何を行っていくべきかということ、議論していくことは必要であろうという点でございます。手続きの中の「2.情報公開」でございます。これはまず、情報公開の基本的な考え方を整理し、かつどのタイミングで、どのような内容について情報公開をしていくかということ、議論すべきというご指摘でございます。これは、日本国内に向けてということ、この「2-1」、「2-2」で入れておまして、あわせて「3」のところ、次の 10 ページの上になります、「3.相手国の情報公開」を入れております。当然ながら、案件は途上国の案件でございますし、それが目指すところは、相手国がどのように開発を進めていくかというのがポイントになりますので、日本の国内だけではなく、相手国でどのように情報公開を行い、考え、どのような時期に、どのような内容で行うのかということ、議論すべきであろうということで、3番に入れております。「4.公開協議」でございます。情報公開とも繋がりますけれども、実際にどういいうタイミングで、この環境社会配慮を確認していく、あるいは支援していく中で、どのようなステークホルダーに対して、どのようなタイミングで、先程もどのタイミングで、情報公開や公開協議、公聴会を開いたのかというご質問がございましたけれども、そういった点につきましても、どの段階で行うのが適当であるかを議論するという点が4番目でございます。「5.モニタリング」。技術協力プロジェクトと書いてありますが、これは主に JICA の技術協力プロジェクトということで、技術協力をまさに先方の能力向上を目的として行っているプロジェクトは、実施段階が中心でございます。開発調査、無償資金協力の調査部分というのは、JICA が担っているわけですが、技術協力が実施の部分が入ってまいりますので、プロジェクトの開始から終了までに、どのような形で環境配慮のモニタリングを行っていくか。その仕組みも含めて入れております。「6.フォローアップ」。先程フォローアップのお話が出ました。開発調査終了後のフォローアップという重要性は感じております。これは JICA の業務が終了した場合、開発調査、無償資金協力で JICA が **mandate** として担っております調査部分が終了したあと、どのように JICA が提言をした、あるいは先方政府と合意した、環境社会配慮の部分が実施されているのか、それをどのように日本としてフォローアップするのかというのが6点目でございます。「Ⅲ.実施体制とその他の事項」ということで、JICA の実施体制。

ガイドラインが出来たあと、どのように JICA として遵守していくのか。その監督、それから案件審査、モニタリング、評価でございます。「2.作業監理委員会」。これは先程、作業監理委員会で検討したというお話が、コク・イン・ナンの例でも出ましたけれども、この作業監理委員会の役割等についても議論して頂く必要があるかということでございます。「3.意思決定の範囲」。先程止める基準というようなお話もありましたけれども、止めるなり、進めるなりということを決めた段階で、どのように意思決定に反映していくかという点でございます。「4.ガイドラインの遵守」。これは、第三者機関をこのガイドラインの遵守にあたって、設置するべきか、することは可能かということを含めまして、JICA 中ではなく、第三者機関としての遵守体制でございます。「5.その他」ということで、名称と技術的基準の整備。ガイドラインに基づいて、今ある技術的なガイドラインをどのように整備していくかを含めた議論というように整理致しました。以上が論点の整理でございます。もし何かございましたら、追加をお願い致します。

- **松本委員（メコン・ウォッチ）** 1点だけお伺い致します。鈴木さんのご説明で、誤解なくご理解いただけたかと思いますが、最初の基本的事項の3番の「3-3」です。先程、プロジェクトを実施する場合とおっしゃっていましたが、もちろん個別のプロジェクトを実施する、しないの判断もここに入るということで、その国で実施するかという判断は、当然 ODA 大綱ですけれども、そのある特定のプロジェクトをするかどうかという判断のための環境社会配慮ですので、先程実施というところで、誤解がないようにクリアにしたいと思いました。
- **國島共同議長／委員** ありがとうございます。特段のご質問がなければ、引き続きまして関連する事柄ですので、資料番号「4-4」について、原科共同議長ご説明お願い致します。すみません、どうぞ。
- **松本委員（FoE Japan）** この論点の件ですが、ガイドラインの見直しの要項を、「その他」のところで構わないと思うのですが、入れて頂ければという意見は後でということでしょうか。
- **國島共同議長／委員** はい、あとで説明を聞いたあとにお願い致します。あとでもう一度お願い致します。
- **原科共同議長／委員** それでは、追加でご説明致します。これは前回、実はご説明しようと思っていたのですが、私が雑誌発行のタイミングを間違えておりました、間に合いませんでしたので、今日お話致します。先月、これは「環境と公害」という雑誌で、岩波書店から発行されているものです。これは Vol.32 ですから、32年間続いている、環境分野では老舗の雑誌です。それに載りました。タイトルはご覧のように、「国際協力銀行の新環境ガイドライン」となっておりますが、この内容は概ね議題6番「論点の整理」と、7番「議論の進め方」。これに対応した中身がいくつかございますので、それをご説明致します。これは6ページも書きましたけれども、最初の3、4ページくらいが、論点の整理に対応した内容が書かれております。後半が議論の進め方というように

なっております。最初に論点の整理は、先程鈴木さんからご説明頂きましたので、概ねよろしいのですが、JBIC の場合どのようにしているか、このあたりを参考にご説明したいと思います。我が国際協力銀行は、なんと年間 2 兆円という巨額の融資をしておりますから、大変なことをしており、世界銀行の本体を凌ぐ金額となっております。大変影響力があり、大変重要なことだと思えます。その上で申し上げますが、この世界銀行を凌ぐ大きな銀行になったのは、実は以前の OECF（海外経済協力基金）と日本輸出銀行が合体したからなのです。合体の結果、それぞれ個別で持っていた環境配慮ガイドラインを統一するものを作ったのです。JBIC の場合には、JICA の案件を形成致しまして、その次の段階で融資するわけです。融資する段階で、環境社会配慮をしたかどうかチェックします。ですから、環境社会配慮の確認というのが JBIC の仕事です。JICA の場合には、その前の段階です。案件形成段階で、環境社会配慮をしっかり行います。そのための支援をするという位置づけになります。では、どんな環境社会配慮の方法がいいかと申しますと、これがポイントになります。そこで次のページにいきます。

2 ページ目。ここは、そのために JBIC はどのような手続きをとるかということが書いてあります。これは読んでいただければ、より分かるかと思いますが、ポイントは環境社会配慮というキーワードを使った。論点の整理でも出てまいりました。環境社会配慮の概念をどのように捉えるかということです。これは大変大事です。我々日本の活動が、国際的に大変大きな影響力がございますので、そこで国際社会、とりわけ開発途上国地域の持続可能な開発への貢献というのが、我々の 1 つの目的です。それに沿った判断をしなければならないということが、基本的な考えでございます。このページの右の方には、JBIC の場合 3 つの段階をとっております。1 つはプロジェクトを、スクリーニングといいまして、4 つのカテゴリーに分類しております。つまり、プロジェクトの種類によって、環境社会配慮の点で影響が大きそうなもの、これは特に丁寧にチェックします。それほどでもないものは、あまりそのためにコストをかけるのは不合理ですので、そのような整理を致します。2 番目は、その種類を分けたあと、チェックはどのようなことを行うか。これは環境レビューと言っております。それから 3 番目。次のページをご覧ください。

3 番目に、融資の意思決定をしたあとにモニタリングとフォローアップがございます。これも論点に出てまいりました。JICA が支援したあとどうなったか。ですから、JBIC も融資をしたあとに、このようなことが出てきます。双方に関連しています。

大事なことは、私はここに 2 つ書きましたけれども、1 つは住民参加。住民参加のための対話を事業主体に実施させたいと要請しております。これは JBIC が要請するということは、JICA が支援する時に、やはりこのことは行わなければなりません。融資の段階で言われて、その時に間に合わなければ困ります。案件形成段階で、住民参加のための対話をしっかり行わなければならない。JBIC の場合は、これに決まりました。これに答えて、JICA でもしっかり行ってほしいと思います。

2つ目に、そのための条件としては、なんといっても情報公開です。積極的な情報公開。これも論点整理で、日本国内の情報公開、先方国の情報公開というのが出てまいりました。まさにそういうことです。両面考えなければならぬということでございます。この確認のための具体的な手続きが、環境アセスメントです。環境アセスメントと申しますのは、文章をベースにした情報交換がポイントです。つまり証拠が残るわけですので、大変大事です。つまり検証できるようなプロセスでないと、いけないのです。ですから、環境アセスメントは大事なのです。ということで、環境アセスメントを活用致します。

アセスメントがどうあるべきかということについては、皆さんはよくご存知だと思いますから、簡単に申し上げます。次のページ、右上に37と書いてあります。簡単に2つ申します。1つは、科学的なアプローチです。このためにシステム分析の方法がとられます。要点は、本日もたくさん議論してまいりましたが、複数の代替案の比較検討です。あるいは複数案ともいいます。代替案の比較検討、これはポイントです。

2つめは、参加の問題。この参加は、色々多様な利害関係者が参加しなければいけない。最近ではステークホルダーという言い方をします。主要なステークホルダーが全員参加するシステムにしなければいけません。具体的な手続きとして、これは国際的、今標準的な手続きといわれておりますのが、ワールドバンクが要求しております。少なくとも2回のパブリック・コンサルテーションです。この2回は、具体的なものが決まっております。1つは、スコーピング段階です。どのようにアセスを行うか、方法を決める段階。2つめは、その方法を決めて、それによって決まったアセスの文書のドラフト段階（準備書段階）という、2回のパブリック・コンサルテーションを最低限行わなければならないということです。これは世界標準だと考えて下さい。我が国のアセス法もこういった仕組みになっております。これが2つめのポイントでございます。これから議論する場合、そういった観点から詰めて頂きたいと思っております。

それから、このページの右側です。JBICの場合の研究会は、どのように進めたかということが書いてあります。これは最初の委員会にお配りした資料でも、透明性の高いプロセスが大変有効であると申しました。具体的にどのように進めたかというのが書いてありますので、これを読んでいただきたいと思っております。このページ右下から、5つのポイントをあげております。1つは、研究会の独立性。これは今我々JICAの研究会、相当独立性が高いものになっていると思っております。JBICの場合には、それを徹底致しました。それから2番目が、メンバー構成です。このJICAの委員会を作る段階でも相当苦労致しまして、人数が多くなったかもしれませんが、多様なメンバーが入るように工夫されたと思っております。3番目が透明なプロセスです。國島共同議長が新しいシステムを導入して頂いて、特に透明性が高くなったと思っております。ある意味では、JBIC以上だと思います。4番目はアウトリーチ。これは色々な方からの意見をどんどん受け付けるということです。これは今行っております。さらに加えて、当日参加者の方にも意見

を出して頂くような形をとった方がいいと思います。5番目は十分な情報提供。こちらでも事務局が、毎回丁寧に資料を用意して頂いておりますので、これもそういった方向に行くと思います。ただ、省庁の関係で出しにくい資料もあるかと思いますが。これは情報公開の精神にのっとり、出来るだけ公開して、資料を提供して頂ければと思います。以上5点でございます。

そのための手順なのですが、このようなことで、条件が5つの特徴がございます。これに類似した方法で、今も行っていると思いますが、これから行う進め方なのですが、そこで申し上げたいのは、論点を整理しましたが、それらの議論には最低、先程國島共同議長がおっしゃったように、5、6回はかかりそうだとということで、それくらい覚悟しなければなりません。それからそのあと、研究会の我々のレポートを、まずまとめるということです。やはり文書なのです。検証が出来るように、きちんと記録を残すのです。それを公表しまして、その上で我々の研究会の提案、提言に基づいて、JICAの皆さんにはガイドラインのドラフトを作って頂きたい。この議論を聞きながら、あらかじめ準備をされるのも構わないと思いますので、なるべく早く進めたいと思いますけれども、それでも最低ひと月くらいかかると思います。その時間が必要です。それからドラフトが出来ましたら、パブリックコメントです。意見を頂きます。これには2ヶ月必要だと思っております。アセス法では、ひと月半が通常の仕組みなのですが、しかし全国に情報を伝えなければなりませんので、ひと月半では時間が短いと思います。通常のアセスでは、地域が限定されています。国民的、国際的な見地からも意見のあるこのようなものは、3ヶ月くらい時間をかけてもいいかもしれません。最低2ヶ月と思っております。そして意見を頂いたら、それに答えてドラフトを修正する。ちょうどアセスメントと同じようなプロセスになると思います。そのようにコメントに答えて、ファイナルのものを作っていくということになります。このような手続きを、是非行って頂きたいということでございます。

それから最後に、「ガイドライン遵守確保の仕組みづくり」ということで、これも論点の整理の最後の方に出てまいりました。遵守確保のためには、JBICの場合には、JBICがきちんとガイドラインを守って、対応しているかどうかをチェックするためには、やはり第三者性の高い機関がないといけません。そのような議論はしております。今実は、結論は出ておりませんが、その案が出てJBICでは、パブリックコメントを受け付けている段階でございます。同じような仕組みをJICAでも、やはり必要だと思えます。JICAがガイドラインを改定致しまして、きちんと行っていくのだということ、国民に対して説明責任を果たさなければなりません。そのためには第三者性の高い機関を作りまして、そこでチェックをしていきます。それに対して異議申し立てをする。そのような仕組みが必要かと考えております。以上でございます。

- **國島共同議長／委員** ありがとうございます。今の原科共同議長のお話を聞いてお分りのように、冒頭私が申しました、今後の進め方の手続きのところについては、今二

人で共同議長をしておりますが、基本的には認識が一致しているというように理解していただいで結構でございます。それでは、我々の共通している認識していることを得て、何か加える論点や進め方について、何でも結構ですからご意見頂ければと思います。それでは、松本委員もう一度お願い致します。

- **松本委員 (FoE Japan)** 先程のガイドラインの議論の項目なのですが、最後の「その他」で結構ですので、ガイドラインの見直しをどうするかという項目を是非入れて頂きたいと思います。すみません。NGO の提案でも抜けていたかもしれませんが、是非お願い致します。
- **國島共同議長／委員** 現行のという意味ですね。現行のガイドラインの見直しということですか。最後ということですか。わかりました。他に何かございますか。はい、氏家委員、どうぞ。
- **氏家委員** ECFA の氏家でございます。先程、原科共同議長、國島共同議長のご提案にございました、パブリックコメントを2ヶ月くらいかけて意見を聴取する。非常にいいことだと思うのですが、今日本語で我々は資料を作っております、日本語で色々議論をしております。コメントを受けるのであれば、もっと広い意味でということで、英文資料を用意して、世界的にコメントを受けるかどうか。そのあたりはいかがでしょうか。
- **國島共同議長／委員** 私は当然、色々なご意見があるでしょうが、少なくとも悔しいですが、国際的なコミュニケーションのツールの言語として英語を尊重せざるを得ないと思います。日本語と英語で作成するという事は、念頭においております。原科共同議長はいかがですか。
- **原科共同議長／委員** 私も全く同じ考えです。コメントを頂くと同時に、情報を発信すると相手に影響を与えますから、それは逆に我々がこのようなことをしているのだということを、わかって頂くためにも、理解をするためにもいいと思います。国際的に理解して頂くという意味でも、おっしゃるとおりだと思います。
- **國島共同議長／委員** はい、小川委員どうぞ。
- **小川委員** 環境省小川でございます。プロセスについての意見なのですが、ご説明でまず改定委員会の報告書を作る。それを JICA 側に渡しまして、JICA 側で1ヶ月程度かけてドラフティングをし、パブリックコメントをし、さらにドラフトを修正するという流れということでした。その JICA に作業が渡ってからの改定委員会との関係なのですが、先程冒頭での國島共同議長のご説明ですと、パブリックコメントが終わったあとの段階で、改定委員会の場を使って議論をするということでしたが、これについてはパブリックコメントの前の JICA の素案の段階でも、この改定委員会で行う必要があると思います。
- **國島共同議長／委員** はい、わかりました。すみません。
- **澤井委員** JBIC の澤井です。原科共同議長から JBIC のガイドラインのプロセスについて、大変ご評価頂いているのですが、JBIC の中でも研究会というやり方が、JBIC

として初めての経験だったものですから、反省会を行っておりまして、それをご紹介しておきたいと思えます。研究会は完全にオープンということで始めたのですが、繰り返していくと、結局は中心メンバーが固まってきているということがございました。その結果、ガイドラインの検討するにあたり、産業界の方たち、あるいは途上国政府の方から、もっと早い時期に直接インフォームして頂かないと、わからないというようなご意見も頂いておりました。実質的に幅広い意見を聴取するのに、形式的にオープンにしておくだけで、果たして十分なのだろうか。ホームページに掲げているからよしとするというやり方では、本当に意見を聴取できるのだろうかという、そこが一番の反省点としてございました。どんなやり方が一番いいかというのは、色々な議論がございますので、進めながら、学びながらということかもしれませんが、一応私どもの反省点としてご紹介しておきます。

- **原科共同議長／委員** 今おっしゃったような点もありまして、JBICの方は、パブリックコメントのあとパブリックコンサルテーション フォーラムというような別の場も設けられました。研究会だけではなく、研究会も続けて、同時にパブリックコンサルテーション フォーラムという場も作られました。その組み合わせなど、色々工夫されたらいいと思えます。
- **國島共同議長／委員** ありがとうございます。他にございますか。どうぞ。
- **川村委員** 川村です。技術的に広く参加を得ていくということに関連してなのですが、他の国などで調査・検討をされるような会合でよくとられるパターンというのは、公聴会を開くということがあります。具体的にこちらから指名して、人を呼び、ある程度案が出来た段階で、特に意見を持っていそうな人に発言する場を与えるというパターンはあるかと思えます。その時に対象として考えるのは、産業界は既にある程度入っておられますし、諸外国というのものもあるでしょうし、同時に実際にプロジェクトに影響を受けてきた現地のNGOの人、我々もそのようなネットワークは持っておりますが、直接話をすることもあり得るのか。これは勿論、予算に関わる問題ですので、そう簡単には決められないとは思いますが、ひとつ案として頭に入れておいて頂ければと思います。
- **國島共同議長／委員** わかりました。ありがとうございます。当日参加者の方もどうぞ遠慮なく。はい、どうぞ。
- **事務局 松浦** JICA 無償資金協力部の松浦でございます。ナイーブ過ぎるかもしれませんが、ガイドラインが出来て運用をしていく時に、私どものJICAの仕事でも、平和構築的な仕事、いわゆる緊急的な仕事をする時にでも、その事業のアセスメントをどう調和させるかというのは、このガイドラインに盛り込まれるのでしょうか。簡単にいうと、UNHCR的な活動に対しても、全てアセスメントを入れるのかどうか。緊急人道支援的なプロジェクトを、このガイドラインの対象としてご検討されるのでしょうか。
- **國島共同議長／委員** 事務局は答えられますか。
- **鈴木** そこまでの緊急人道支援的プロジェクトをどうするかという話までは、まだ

NGOの方と議論はしておりません。事務局を離れて、私は環境・女性課で平和構築支援事業も実は担当しております。報告書をお配りしたものは、この責任で作ったものですが、すぐにでもニーズがある、得に JICA 独立行政法人化に際して、復興をひとつの目的として、平和構築にこれまで以上に積極的に取り組んでいこうという中で、本当にどこまで住民集会を開いて、公聴会を開いてということをするのか、非常に大変なことだと思います。ですから、どこまでをどう対象にするかというのは、このガイドラインの適用範囲ですとか、ガイドラインの目的といったところについては、きちんと議論頂きたいと思いますし、本当に今援助を必要としている途上国の方々の声を、いかにどう迅速に叶えていくかというのがまさに緊急的な復興支援ですので、是非そこは踏まえて頂きたいと思います。

- **原科共同議長／委員** スクリーニングというのは、そういうことなのです。スクリーニングというのは、事業の種類によって、アセスの仕方も変わります。今おっしゃったような場合には、普通スクリーニングでは影響度によって、それから影響を受ける側という、発生側と受ける側の組み合わせで考えますが、緊急時という別の次元も加えて考えてもいいと思います。全く環境配慮しなくてもいいというわけではなく、そういう場合は早くできる簡易なアセスですとか、色々な工夫が出来ると思いますから、何もアセスはひとつだけとは思っておりません。
- **鈴木** 今の点で少々付け加えますと、JBIC との大きな違いでいいますと、円借款の事業というのはやはり、紛争終結国の直後の緊急人道援助的なもの、緊急リハビリといったものについては、なかなか事業が実施されないのが円借款の通常だと思います。ですから、JBIC のガイドラインを検討する時には、この議論は出てこなかった、それほど大きくは出てこなかったのではと思います。軍事政権下や、紛争終結後の国というお話はあったとしても、直後のというのはなかったと思います。
- **原科共同議長／委員** すみません、私の説明が悪かったようです。JBIC とは関係なしで、アセスというものは、そういうものです。アセスメントの情報を出来るだけ効率的に使うので、スクリーニングというのは、全て同じ基準で行う必要はありません。JBIC とは関係なしで、アセス一般の環境配慮の仕方が、その時の状況に応じて、ルールの下で判断は変わってくるということです。
- **國島共同議長／委員** はい、どうぞ。
- **氏家委員** 今論点の案の中に、9 ページに 2 番手続きとあり、「1.2.3 本格調査、基本設計調査」、「1.2.4 事業実施」とあります。今そこにも貼ってありますが、10 月 1 日 JICA では独立法人を目指して、機構改革を進めるということと同時に、これらのスキームをひとつのプログラムで実施する。いわゆるプログラム型アプローチなども検討されるとお聞きしております。そのあたり、一体 JICA としてどのような方向に向かうのか。我々はそこをきちんと把握してガイドラインを検討すべきと思っております。出来れば次の検討会までに、今後の JICA の方向性となるものの仕様を提示して頂けないかという

ことを、ご検討頂ければと思います。

- **鈴木** 方向性というのは、具体的にどのようなことでしょうか。事務局側の資料として、どのようなものをイメージされて、どういう情報があればいいのか。もう少し明確にして頂けますでしょうか。
- **氏家委員** 様々なスキームを組み合わせ、プログラムの、セクター別、あるいは国別ということで進められるということも聞いております。それが実際どのように、行おうとしているのか。そのような資料というのは、実際にございますか。
- **鈴木** プログラムをどのようにとらえて、その中でどう個別のプロジェクトをどう扱っていかしているか。あるいは、要望調査をして、国別に計画を立てる時に、どのようにプロジェクトなり、プログラムとの関係を考えているかというような考え方。現在検討中の動き、まだ我々もプロジェクトからプログラムに移っている段階で、非常にまだ流動的ではありますが、そのプログラムの考え方と、プロジェクトの関係といったものがわかるようなものを、新たに作ることになると思いますが、ご提示するように致します。
- **事務局 深田** 企画・評価部の深田でございますが、今のどの程度の範囲でとらえるかなのですが、まさに今 10 月 1 日の独法化に向けて、色々な JICA の業務の見直し、改革というのをやっておりまして、その中に組織をどう改変するかという話と同時に、色々なスキームをどのように再編していくかというのは、勿論あることは事実です。ただそれは最終的には、独法化の基本的に、外務省の方から JICA のあるべき方向について中期目標というのを頂いて、それに従って、我々は中期計画を作る。こういうことがあるわけです。大きい話では、そのようなプロセスで進みますので、これはもっとあとの話になるかと思いますが、勿論同時並行的に色々な中身について検討しているのも事実ですが、ただ今のご質問にお答えするという意味では、現在 JICA の技術協力事業で指摘のように、色々なスキームを単独で行うのではなく、より技術協力プロジェクトとして、専門家の派遣、研修の受け入れ、機材提供というのはパッケージで行っていかうという方向は出しておりますし、それで一部運用はしております。その他もその方向で運用しております。ただ問題はその調査というものを、どのようにそこに入れ込むかということですが、調査といっても開発調査は 2 つあると思います。まさに調査そのものが技術協力ととらえる話と、色々そのあとの無償資金協力や円借款に繋げるための調査もございます。調査自体が、今政策支援で行っているものなどは、まさにその過程自身で民間の専門家も導入して行っている調査もございます。基本的に今日議論されているガイドライン、環境社会配慮ガイドラインという観点からいけば、本質的にここにある事前調査、あるいは開発調査の本格調査、それから無償資金協力が前提となる基本設計調査という調査の基本的なところは、あまり変わらないだろうと思います。ただ問題は、その今色々な部署で行っているものを、例えばどこでどのように統合して部署を変えて行っていくかというようなことは議論をしておりますけれども、私は基本的には

色々な改革の中で、今回の環境社会配慮ガイドライン改定委員会で対象となっている調査という意味では、基本的には変わらない。名称は変わる可能性はあるかもしれませんが。例えば基本設計調査というのは、おそらくそう変わらないとは思いますが、まさに今議論しているわけですが、本質的には変わらない。もしそういうことが変わるようでしたら、当然ながらこの改定委員会の過程で、ご報告して頂くということでご理解を頂ければと思います。

- **國島共同議長／委員** ありがとうございます。おおよそ時間になりましたが、どうぞ。
- **村山委員** 今お話があったような、今まで JICA の中で蓄積されてきたご経験を、ある程度整理をしながら、プラスアルファしていくということはあると思うのですが、2 点だけ感じる点がありますので、お話をしたいと思います。ひとつは、9 ページの「1.1 基準」というものなのですが、但し書きとか細かいことを参照すると、途上国の環境アセス等に関連する基準とあります。ただこれだけですと、単なる情報源、あるいはデータベースというイメージがしてしまうのですが、それでいいのかどうか。むしろ私は、この基準というのはどのような観点から配慮すべきかという、そのような基準をここで表現するのかと思いました。
- **國島共同議長／委員** これは今後議論をする論点が書かれているだけですから、今村山委員がおっしゃったことを、いつの日かここで、今おっしゃったことを含めて徹底的に議論をするという意味ですから、ここに書いてあることは本当に見出しだけだと思って下さい。
- **村山委員** はい、わかりました。第二点目は、うろおぼえで恐縮なのですが、この委員会に与えられた最初の議題の中に、事業を中止する場合はどのような観点から検討すべきかとお話があったかと思えます。これは今日も議論に出ているのですが、その割には今回の論点案の中には、そのようなものが少なくとも表現されていない。恐らくどこかで記述はされるのかと思えますが、その程度でいいのかどうかという点です。
- **原科共同議長／委員** 私の理解では、先程の（Ⅲ.実施体制とその他の事項）「3.意思決定への反映」というところに入らないのは、おかしいですね。どのような意思決定をするかというので、ここだと私は思います。鈴木さん、いかがでしょうか。
- **鈴木** よろしいでしょうか。その意思決定の部分と合わせてこの手続きの「1.2.1」「1.2.3」とそれぞれございます。事業のフローの中で、何をチェックするか。そこでこのようなものについては、こう処理をする。例えば JBIC でいえば、カテゴリー A のものについては、ここまで行い、このような結果が出れば、止める、もしくは元の調査に戻るような、そういったそれぞれの手続きごとに何を調査して、どのような判断、どのように次に繋がっていくかということ、議論しなければいけないのではないかと思います。
- **國島共同議長／委員** それでは 13 時になりましたので、本日の委員会は、一区切りさせていただきます。2 つ私の方からお話致します。1 つは、事例の紹介につきまして、コス

タ・リカとフィリピンとタイのご準備をされていた方には、重ねて申し訳なくお詫び申し上げます。次回よろしくお願ひ致します。もう1つは、今日の9、10ページの論点の案につきましては、2月6日に石田委員、松本委員、高橋委員それからJICAの富本さん、鈴木さん、上條さん、慎重に審議して頂き、今日それ以上の意見が出ないようなものを作って頂き、心から厚く御礼申し上げる次第です。次回以降は、先程午前中のビューローで、このあともビューローの会議を行います、今日お手元にお配り致しました、7ページ「現行環境配慮ガイドラインの評価と課題」ということと、このような議論をする前のタイミングで作られました、8ページの「環境社会配慮に対するJICAの基本方針（案）」というようなことを、今後論点のことについてそれぞれ議論を深めるわけですが、次回あたり1回現時点におけるという意味で、この2つについては紹介させていただきたいという方向で検討したいと思います。これはだいぶ前に、皆様の意見を今日の時点まで伺う前に作られたものですから、今日までの議論をもとに修正を出して頂くということで、次回お願ひ致します。今回は今の6、7、8ページと案件事例のご紹介と、どこまで行くかはビューローで打ち合わせさせていただきますが、今日の論点案のいくつかを、事前にお知らせ致しますが、ここを深めるということで進めさせていただきますと思っています。それでは時間ですので、大変長い時間、ありがとうございました。

-----◇-----

閉会 午後一時三分